

JOCV派遣国の  
各国ボランティア機関手当状況



J O C V 派 遣 国 の  
各 国 ボ ラ ン テ ィ ア 機 関 手 当 状 況 資 料

( \* 資 料 掲 載 順 序 は 以 下 の 通 り 。 )

- |            |               |             |
|------------|---------------|-------------|
| 1. バングラデシュ | 21. エチオピア     | 41. ニカラグア   |
| 2. ブータン    | 22. ガーナ       | 42. パナマ     |
| 3. カンボディア  | 23. コートディボアール | 43. パラグアイ   |
| 4. 中国      | 24. ケニア       | 44. セント・ルシア |
| 5. インドネシア  | 25. マラウイ      | 45. フィジー    |
| 6. ラオス     | 26. ニジェール     | 46. PNG     |
| 7. マレーシア   | 27. セネガル      | 47. トンガ     |
| 8. モルディブ   | 28. タンザニア     | 48. 西サモア    |
| 9. モンゴル    | 29. ザンビア      | 49. ソロモン諸島  |
| 10. ネパール   | 30. ジンバブエ     | 50. ミクロネシア  |
| 11. パキスタン  | 31. ボリヴィア     | 51. ヴァヌアツ   |
| 12. フィリピン  | 32. コロンビア     | 52. マーシャル諸島 |
| 13. スリ・ランカ | 33. コスタ・リカ    | 53. ブルガリア   |
| 14. タイ     | 34. ドミニカ共和国   | 54. ハンガリー   |
| 15. ヴィエトナム | 35. エクアドル     | 55. ポーランド   |
| 16. ジョルダン  | 36. エル・サルバドル  |             |
| 17. モロッコ   | 37. グアテマラ     |             |
| 18. シリア    | 38. ホンデュラス    |             |
| 19. テュニジア  | 39. ジャマイカ     |             |
| 20. ボツワナ   | 40. メキシコ      |             |

## バングラデシュ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(UNVは独身のボランティアに対する支出額を記載)

派遣機関名	回 答	支給額 (US\$/月)
VSO	<p>①VSOの方針：ボランティアは以下の控えめな生活費が望まれる。          一長期に渡って健康を損ねない程度の食事を得ることができる。          一予期せぬ入院費用。          一職務遂行に適切な衣服。          ボランティアは個室がある質素な生活条件となる。ボランティアは現地の同僚と同様の環境を共有することとなる。          見直しの基準：ボランティアと支出の記録を基に見直す。市場価格を参考にする。</p> <p>②毎年見直しの結果として変更が必要になるとは限らない。(1993年以来バングラデシュVSOの手当は変更されていない。その前年に大幅に引き上げたため。) 変更幅は通常、消費者物価指数に連動している。</p> <p>③住居は通常、受入国側が提供する(家具付き)。ボランティアには住居手当を現金として支給していない。但し地方で月額TK2,500(US63\$)相当、ダッカでは月額TK5,000(US125\$)相当の住居の提供がある。多くの場合、ボランティアは受入国機関の「キャンパス」内の住居を提供されている。</p> <p>④医療費、処方箋による薬及びワクチン、定期検診、応急歯科治療、HIV/エイズ予防用具(例、ゴム手袋)、現地語学及び現地紹介講座、事故保険、バイク用ヘルメット(必要な場合)がある。</p>	<p>生活手当：          170\$('94)          170\$('95)          170\$('96)          (個々に交渉)</p> <p>住居費：          63-125\$('94)          63-125\$('95)          63-125\$('96)          (通常受入側負担となる)</p>
KOV	<p>①生活費支給額の設定及び見直しはKOICA本部の責任の下で実施される。受入国の在外事務所はその実施を本部に要請することができる。その基本方針は次のとおり、          一海外勤務の第7級の韓国政府職員の滞在費の20%相当(1996年7月以降)。          一赴任国の物価指数。</p> <p>②KOICA本部が毎年見直し幅を決定。平均増減幅は①に示される項目についての評価に従い設定。</p> <p>③受入側が提供できない場合にはKOICAが全ての住居費を提供する。</p> <p>④④小規模プロジェクト：          ボランティア活動を支援するための小規模プロジェクトの費用及び装備はボランティアからの要請の都度、KOICA本部の承認を経て提供される。20名以下のボランティアが活動している国の小規模プロジェクトに対する年間の予算はUS10,000\$で、20名以上のボランティアが活動している国の場合はUS20,000\$。</p> <p>⑤小型機材：          小型機材費用として年間US400\$がボランティアに提供される。機材は韓国より送付することも現地調達も許可される。</p> <p>⑥医薬品：          医薬品はボランティアの健康維持を支援する目的で、ボランティアからの要請に応じて提供される。KOICAはボランティアのために救急医薬品類をKOVの事務所に常備している。</p>	<p>生活手当：          270\$('94)          290\$('95)          446\$('96)</p> <p>住居手当：          40\$('94)          60\$('95)          100\$('96)</p> <p>受入国の負担はなし</p>
UNV	<p>①各国のボランティアの月額生活費は全て同額で、単身のボランティアはUS662\$であり、扶養者1人の場合はUS885\$であり、扶養者が2人以上はUS995\$となる。これに国別のPAM(Post Adjustment Multiplier)が加えられる。現在バングラデシュのPAMは27.5。</p> <p>②PAMが増減された場合、ボランティアの生活費支給額も順次変更される。PAMはニューヨークの国際公務員委員会にて決定される。</p> <p>③全てUNより支払われる。</p> <p>④UNクリニックを通して医療サービスが無料で提供される。全ボランティアはUS100,000\$を限度額とする保険がかけられている。それ以上は各自保険に加入とする。全ボランティアは任期終了時に復帰手当として任務期間一月当たりUS100\$が支給される。任地着任時には2カ月分の生活手当が着後手当として供与される。</p>	<p>生活手当：          N.A.('94)          N.A.('95)          844\$('96)</p> <p>住居・設備手当の改定としてUS790\$を要求している。</p>

## ブータン国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |                            |
|----------------------------|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。 |
| ②見直しの頻度と増減額の幅について。         |
| ③住居手当に関する現状の考え方について。       |
| ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |

派遣機関名	回 答	支給額 (US\$/M)
VSO	回答なし	
UNV	回答なし	

## カンボディア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(UNVは独身のボランティアに対する支出額を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
VSO	①支給額はプログラムが開始された時に設定された。見直しは現地で毎年実施。 ②頻度は毎年。この2年間は増額されていない。 ③VSOは受入側に住居を提供するように要請しているがカンボディアではほとんど提供されない。 ④特になし。医療費及び設備費(水道、電気)はカバーされている。	生活手当: N.A.('94) 300\$('95) 330\$('96) 住居手当: N.A.('94) 350\$('95) 300\$('96)
UNV	①UNVの本部にて決定。 ②住居手当の見直しは1994年7月に実施。警備関連費用を全額カバーすることを含む見直しを実施中。 ③住居費は1993年に増額。UNボランティアは生活費と住居費を含む手当を受けている。 ④ボランティアには保険がかけられている(医療保険、生命保険;保険料はボランティアが支払い、請求後補填される)。医療相関またはバンコクでの療養。 *住居手当には電気、ガス、燃料、警備費用が含まれている。 *交通手当として月額US671\$が支給されている。	生活手当: 800\$('94) 892\$('95) 897\$('96) 住居手当は3年間US600\$
APSO (アール・エフ)	①本部により設定される。見直しは年1回本部にて行われる。 ②年1回増加減少を行う。制度はそれぞれの国のUN価格を基本とする。 ③APSOが全て負担する。 ④家具購入のために活動開始時にUS200\$が支給される。	生活手当: 250\$('95) 300\$('96) 住居手当: 534\$('95) 590\$('96)
CANDO (カンド)	①最新価格と他のボランティア機関との比較による。 ②2年に1回。 ③今回は要求はないが、1997年はそのような可能性を捜したい。 ④医療保険、事務所のサポート、24時間警備。	生活手当: 500\$('94) 500\$('95) 500\$('96) 住居手当: 外-カウス('94) 外-カウス('95) 250\$('96)
VSA (エス・エー)	①生活価格の見直し。ボランティアに月額予算を保持するよう要求。 ②場合による。 ③VSAは賃貸住居を提供している。プノンペンでUS300\$まで。 ④医療費用、交通費、バンコクへの6カ月ごとの航空賃を支払っている。	生活手当: 300\$('94) 300\$('95) 355\$('96) 住居手当: N.A.('94) N.A.('95) 300\$('96)

## 中国における海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されているので、米ドル換算値を記載。)  
 (UNVは単身者の生活手当を記載。)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	<p>①1993年にPC中国が始まり、必要額として生活手当650元(約78米ドル)を設定した。ボランティアが参加して以来、生活手当は増加した。生活手当の調整は適宜に行われ、この調整はPC中国事務所にて決定された。</p> <p>②毎年1回生活手当の調査を行っている。増減幅はボランティアによる調査結果にて設定される。もし年10%以上の変化であれば、PCフシントンからの許可を取らなければならない。</p> <p>③住居手当を支給したことも受けたこともない。つまり受入機関(四川省教育委員会)が適切な住居を提供する責任がある。</p> <p>④薬品は医務官によって必要と認められた時に供与される。関係機材は教育供与物として提供される。水タンク、自転車、ヘルメット、蚊帳、ヒーターがボランティアに利用される。</p>	<p>生活手当:        85\$('94)        99\$('95)        100\$('96)</p> <p>受入機関より住居提供。</p>
VSO	<p>①VSOと2つの機関CAIEP、CEAIEで設定した同意を基本とする。        CAIEP:中国専門家局に属する中国国際人材交流協会、        CEAIE:少数民族教育局に属する中国国際交流教育協会、</p> <p>②手当を含む詳細は添付資料参照。添付資料は年1度見直しされる。VSO代表者との同意は5年間効力がある。</p> <p>③受入側が住居を提供し、手当は支給しない。</p> <p>④別添ボランティアハンドブックを参照。</p>	<p>生活手当:        受入側負担分        96\$('94)        145\$('95)        145\$('96)</p> <p>(現地通貨払い)        VSO:負担なし</p>
KOV	回答まち	<p>生活手当:        330\$('95)        349\$('96)</p> <p>住居手当:        茅葺: 90\$('95)        都市: 65\$('95)        茅葺: 135\$('96)        都市: 75\$('96)</p>
UNV	<p>①2年契約に対して単身あるいは配偶者ありで2カ月分の生活手当と同等額とする。        配偶者(スポンサーなし、未成年の子供あり)を持つUNボランティアに扶養手当を支給する。</p> <p>②基本手当+(基本手当×PAM(Post Adjustment Multiplier))=月額手当        単身の基本手当: US662\$, 配偶者1人の基本手当: US885\$、        配偶者2人の基本手当: US995\$。</p> <p>③中国では、UNVは住居手当は支給していない。受入機関が適切かつ設備を含む簡素な家具付き住居を提供している。住居手当はUNVより受入側へ直接支払われている。</p> <p>④生命、健康、障害に対しUNボランティアは無料保証となっている。活動地にてボランティアの配偶者には健康保険のみが適用される。</p>	<p>生活手当:        851\$('94)        940\$('95)        992\$('96)</p> <p>住居手当:        (四半期分)        2,500\$('94)        2,800\$('95)        3,250\$('96)</p>

## インドネシア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回	答	支給額 (US\$/M)
VSO	回答なし		
KOV	回答なし		
UNV	①月額生活手当はニューヨークのICSC (International Civil Services Commission) にて決定された生活格付けUN価格を基礎として調整される。またボランティアの子供が21才に達するか扶養家族として考慮されなくなると月額手当が調整される。 ②改定は専門部署による生活価格を基礎とする。もし為替レートが切下げ、著しい変動があるとICSCを通過しUNDP本部は特定の国または責任部署にポスト調整 (Post Adjustment) を発する。 ③最初に述べることとして、UNV/DBS 現地実務者に対し、受入機関は住居と設備を無料で提供する責任があり、住居施設は簡素となる。一方、UNV 専門家には十分な家具付きの簡素な住居を無料で提供。もし受入機関が同種の住居を提供できない場合、UNV/UNDPは住居手当を提供することでボランティアを援助する。 ④手当の他に、ボランティアはWHOからの救急キットを提供される。このキットはボランティアが配属開始にて提供される。WHOキットの内容は：【熱帯地方における自己健康法】の本、旅行社のための安全食物リーフレット、注射器リストのリーフレット、虫よけローション、殺虫剤、抗マラリア薬、精神安定剤、下痢止め、浄水薬、小袋入り口徑脱水症状対応塩、注射器・針、散布剤。	生活手当： N.A. ('94) 849\$ ('95) 867\$ ('95) 906\$ ('95) 925\$ ('96) 単身手当全月額 は次のとおり、 生活費：925\$ 住居費：400\$ 設備費：40\$ 交通費：75\$ 家具費：67\$ (67\$) その他の地域は 住居費が250\$と なる。	



## ラオス国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額 (US\$/M)
VSO	①1996年版VSOハンドブックから抜粋した資料を参照。支給方針は現地にて現地事務所とボランティアとにより決定。 ②年1回。 ③受入機関がボランティアに住居費及び住居を提供するというのがVSOの全世界を対象とした方針。但し最貧国は例外でありVSOが必要に応じて住居費を支給し住居を提供している。 ④医科診療を提供。	生活手当： 300\$ ('95) 275\$ ('96)  住居費は必要な場合VSO負担
DED	JOCV在外事務所調査結果： ①DEDボランティアは年齢が比較的高い（青年は任国でラジカルになり易く政治問題に発展しやすいため避けている）。このため生活手当は他のボランティア団体に比べて高い水準になっている。任国の物価調査を行い設定するが主としてドイツ大使館が行っている。 ②急激なインフレ、交換レートの変動が無ければ見直しは年1回。 ③ラオス政府は何も供与しない。 ④プロジェクトの場合、車両が使えない時は単車購入費用として2,880DM(US1,920\$)を支給。医療費は全額DED負担。 *扶養家族がある場合、単身者の生活手当に配偶者(50%)、子供(25%)が追加され支給される。	生活手当： 1,092\$ ('94) 1,111\$ ('95) 1,134\$ ('96)  住居費(単身) 350\$ ('94) 250\$ ('95) 300\$ ('96)
UNV	①現地事務所がヴィエンチャンと地方のボランティアのパーセンテージ調査を実施し、UNV本部に送付。本部がこの調査結果を基に支給額の見直しを行う。 ②年1回。インフレ率のみを反映して増額がなされる。 ③ラオスでは金銭による給付制度が採用されていることから、ボランティアは月額で給付を受け自ら住居を探している。(資料参照) ④医療キットを各ボランティアに提供。医療費を負担(医療、医薬品、歯科治療)、語学訓練(年間US500\$以内)。UNV規定書参照。 *その他の手当(単身者、月額)：交通費(US67\$)、家具(US100\$)、設備(US90\$)、 *受入側の負担は無し。	生活手当： N.A. ('94) 752\$ ('95) 812\$ ('96)  住居手当： N.A. ('94) 350\$ ('95) 350\$ ('96)

## マレーシア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |                            |
|----------------------------|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。 |
| ②見直しの頻度と増減額の幅について。         |
| ③住居手当に関する現状の考え方について。       |
| ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
なし		他国ボランティア機関はマレーシアでは活動していない(NGOを除く)。	

## モルディブ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

(UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
VSO	①生活費を毎年見直し、増額について受入国政府と交渉している。生活費支給額は現地の雇用所得と同等としている。生活手当は受入国負担。 ②1994年以來増額していない。 ③政府機関へのボランティアについては政府が全ての住居費を支出します。NGOへのボランティアについては交渉により設定する。通常は実際の住居費の50%だが、場合により90%を負担することもある。 ④全ての医療費、健康管理費はVSOが負担する。非常食は非常にまれです。	生活手当： 251\$('94) 279\$('95) 279\$('96) (受入側負担) 住居については左欄③参照
UNV	①ボランティアの生活費は受入国の国民一人当たりの年間所得、生活水準に応じて設定され、物価に関する調査結果に基づいた上昇率が適用されている。生活費の水準設定手続きは本部だけでなく受入国の現地事務所の責任下で行われている。 ②頻繁ではありません。調査はマレ(首都)ではこの10年間行っていません。効果的な活動コストの設定は容易ではない。 ③マレでは住居費は非常に高額で、UNVは支給していないが受入機関が負担している。UNVは費用の分担を交渉することはある。 ④UNVでは一時金として生活基本費用の2ヵ月分に相当する着後手当(SIG: Settling in Grant)を提供している。医療費は100%保険によって保証されている。事故は保険にて保証されている。緊急事態も当然保証されている。食料は支給していない。	生活手当： N.A.('94) N.A.('95) 662\$('96)  住居手当： 750\$('96) (受入国負担)

## モンゴル国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する当該ボランティア機関在外事務所の回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	①最低必要生活品—主に食料—による。ボランティアの地方公務員カウンターパートに払われる給与額に近いこと。 ②見直しは通常年1回のボランティアによる市場調査にて行われる。 ③受入国が提供する。 ④医薬品、医療処方物の全てがPCより提供される。	生活手当： 147\$('94) 133\$('95) 158\$('96)
KOV	①生活手当を含むボランティア手当の全ての設定方針は受入国の物価と生活環境を考慮しKOICAソウル事務所にて決定される。 ②一般的に年間約20%の増加となっている。 ③モンゴルの場合、同意により、受入国がボランティアの住居を提供する。 ④その他の支援と手当 a) 活動補助：年1回、生活手当の200% b) 着後手当：1回のみ、生活手当の100% c) 国内積立金：韓国にて月額US375\$積立 d) 機材費：一人当たり年間US400\$ e) 医薬品：年2回 f) 保険	生活手当： 270\$('95) 290\$('96) 479\$('96) 住居手当： 65~90\$('95) 65~90\$('95) 120-150\$('96)
VSO	回答なし	

平成8年11月作成

### ネパール国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。
- ②見直しの頻度と増減額の幅について。
- ③住居手当に関する現状の考え方について。
- ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
不明		JICA/JOCV在外事務所からの回答なし。	

フィリピン国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。
- ②見直しの頻度と増減額の幅について。
- ③住居手当に関する現状の考え方について。
- ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されているので、米ドル換算値を記載)  
(UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	①年1回の市場調査。 ②市場調査の結果による。 ③住居手当は支給しない。PC活動を始める時に与えられる1回のみの手当である着後手当 (Setting-In Allowance: p4,500=US171.72\$) が提供される手当である。 ④必要なあるいは要求される医薬品、医療キット (ビタミン剤、救急処置品、アラレン、ファンシダール、MIFキット)	生活手当: 198\$ ('94) 198\$ ('95) 198\$ ('96) DECSの教育研修 47KB, p5005追加
VSO	①ボランティアの同僚と同等で、独立した生活を送るに十分であることだが、同僚からあまりにかけ離れるような設定としない。 ②年に2回現地にて行う「市場調査 (Shopping basket survey)」 (1月と7月) と、国内インフレと安定度を考慮。1996年は8%の変化幅。 ③住居手当はVSOが支給。但しEUプロジェクト (全手当と住居提供) を除く。 地方: 100\$以下、都市: 100~150\$、マニラ (最大): 200\$ (EUプロジェクト: 12,000ポンド) ④メガネを除く医療全般、緊急の歯の治療。 任期中間旅行手当 (Mid-tour grant) : 450\$ (1年目から2年目の間とする) 活動終了手当 (End of service grant) : 1,300ポンド	生活手当: VSO 負担分 282\$ ('94) 282\$ ('95) 310\$ ('96) 受入国負担分 0\$ ('94) 100-460\$ ('95) できる限り ('96)
KOV	①民衆の標準生活を保てる生計レベル。 ②通常1年1回の見直しを行う。今年は総体的に12%の増加。 ③KOVは住居経費を提供している。あるボランティアの活動地では住居設備を提供している。 ④ボランティアの活動している施設による。	生活手当: 330\$ ('95) 349\$ ('96) 住居手当は マニラ: 90\$ ('95) 都市: 65\$ ('95) マニラ: 135\$ ('96) 都市: 75\$ ('96)
DED	①ドイツの政府統計局が在外事務所職員と同様に、UNと各国の経済指標、購入価格等のデータで取り扱っている。 ②見直しは年に3回行われる: 4月30日、8月31日、12月31日。 購入価格が非常に不安定な場合、基礎データ収集が要求される。ボランティアのための「食品市場 (food basket)」が含まれた160の品目がある。 ③基本的にケースバイケースであり、実質全ての賃金の80%以上を支払っている。 ④DEDは家族を含む全てのボランティアに対し社会安全保障を適用している。これはまた、ドイツへ帰国後の失業給付をも含んでいる。帰国後、DEDはボランティアに以下の復帰手当 (月額) を支給する (活動月対して)。 ボランティア: US200\$, 配偶者: US100\$, 各子供: US50\$ ..... 23か月まで ボランティア: US400\$, 配偶者: US100\$, 各子供: US50\$ ..... 24か月以降 *住居手当 大都市: 510\$ ('94)、小都市: 380\$ ('94)、地方: 170\$ ('94) 大都市: 540\$ ('95)、小都市: 410\$ ('95)、地方: 180\$ ('95) 大都市: 600\$ ('96)、小都市: 450\$ ('96)、地方: 200\$ ('96)	生活手当: 約70%: 880\$ ('94) 920\$ ('95) 1,000\$ ('96) 配偶者: 440\$ ('94) 460\$ ('95) 500\$ ('96) 各子供: 220\$ ('94) 230\$ ('95) 250\$ ('96)
UNV	①生活手当額はUNV現地事務所では決定されない。全UN機関のための生活費用の年次見直しはWHOで行われる。そしてUN職員給与とボランティア手当は適宜に調整される。しかしその乗率効果は為替レートで大きく変わり、月額生活手当に影響を及ぼす。住居、家具、設備の手当調査は2年に1度UNV現地事務所にて行われる。その推奨事項は必要な調整事項としてUNV本部へ送られる。 ②生活指標の価格調査は年1回実施されるが、これは月額生活手当の自動的な変更とはならない。変更は為替レートと乗率効果の顕著な変化がある場合に生じる。 ③全国際UNボランティアは無料の質素な住居設備が認められている。この費用は他の手当と一緒にボランティアの標準費用として組み立てられている。プロジェクトのボランティアにとっての財源機関、受入機関、政府、ドナー機関は住居手当を含んだ全ての標準費用を担っている。 ④全UNボランティアは健康・生命保険が提供されている。非常食料は手当としてない。しかし、医療あるいは安全のための避難する場合の経費はUNが見る。	生活手当: 867\$ ('94) 905\$ ('95) 981\$ ('96) 住居手当: N.A. ('94) 527\$ ('95) 527\$ ('96) 受入機関の負担は一切なし。

## パキスタン国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

(UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額 (US\$/M)
VSO	①生活手当は受入国の草の根レベルにすべき。 ②頻度は年1回、幅は消費者価格指標 (Consumer's Price Index) による。 ③受入国が住居を提供し、電気ガス料金を支払う。 ④予防薬を含む医薬品をVSOより支給する。ボランティアが薬を買う場合、立替払いを行う。非常食は支給しない。	生活手当： VSO 負担分 156\$ ('94) 158\$ ('95) 171\$ ('96) 受入国負担分は ③の通り
UNV	①基本的考えはUNV本部で作成され、標準額はその国の生活状況により改善される。 ②局所的なインフレによる、PA率 (Post Adjustment Multiplier) によりわずかな増加減はいつでも可能。常にUNDPによって実施される。 ③ほとんど、UNV受入機関にて支給される標準額に含まれる。 ④救急キットが受入国到着後にボランティア全員に提供される。	生活手当： 719\$ ('94) 759\$ ('95) 779\$ ('96) 住居手当： 345\$ ('94) 370\$ ('95) 370\$ ('96)

## タイ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記述。)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	<p>①生活手当支給額は直接的には任地でボランティアの実施する調査に基づき、事務所にて実施される調査により検証される。年1回、ボランティアは生活に要する月額費用データを収集することを要請される。PCバンコク事務所は、このデータを収集し経費の標準偏差及び中央値に基づき調整が必要か否かを決定する。増額率が10%を越える場合には本部の承認が必要となる。</p> <p>②生活手当支給額は通常年1回見直されます。しかし、急激な経済変動または常態を逸脱した状況では調査はより頻りに、即ち半期毎または四半期毎に実施される。タイではこれまでのところ年1回の調査で妥当であった。通常平均増額率は10%を越えることはない。</p> <p>③住居費はDTECの規定する標準レートがタイ政府より支給される。PCは住居費として特に支給はしていない。</p> <p>④ボランティアの医療費は全額補填している。全ての医療用品、即ち医療キット、医薬品、メガネ等は提供されるか、その支出額を補填している。追加にて、ボランティアにマウンテンバイクを支給している。</p> <p>*その他の手当          帰任手当：1994年～1996年 US600\$          旅行手当：1996年 バンコク US600\$、その他 US450\$ (1994, 1995 年は無し)</p>	<p>生活手当：          269\$ ('94)          269\$ ('95)          255\$ ('96)</p> <p>住居手当：          99-139\$ ('94)          99-139\$ ('95)          137-178\$ ('96)          (バンコクと他に分          別)</p>
VSO	<p>①生活手当支給額はタイ国政府にて決定される。概ねタイの公務員の給与水準と同等。VSOボランティアが生活するために支給額が不十分であると認められる場合には見直しを要請することとなる。</p> <p>②特に見直し方針は定めていない。最近の見直しは1995年10月。増加額は月額1,000B (US40\$) で増加率は16.6%であった。その前の見直しは4年前であった。</p> <p>③政府機関に赴任しているボランティアは受入側から住居または家賃のいずれかの提供を受けている。VSOは住居手当を払っている。NGOと活動しているボランティアにはタイ政府は負担しない。</p> <p>④VSOは家具費用として1,300B (US52\$)、必要な場合は冷房装置・扇風機、医療費を提供している。</p>	<p>生活手当：          VSO 負担分          240\$ ('94)          240\$ ('95)          280-320\$ ('96)</p> <p>受入側負担はク          イ政府へ派遣の          全員分のみ。          住居手当：          100-140\$ ('94)          100-140\$ ('95)          140-160\$ ('96)</p>
KOV	<p>現地KOICA所長・担当(全員)交替により回答得られず。</p> <p>住居手当: KOV負担、20-40\$ ('94) 受入国負担、100-140\$ ('94)          20-40\$ ('95) 100-140\$ ('95)          30-60\$ ('96) 140-180\$ ('96)</p>	<p>生活手当：          310\$ ('94)          340\$ ('95)          342\$ ('96)</p> <p>受入側の生活手          当負担は無し</p>
DED	<p>JICA在外事務所による聞き取り調査回答：          ①ドイツ本部で決定される。          ②毎年見直しを行う。          ③タイ側より提供 (バンコク：4,500B=US180\$、その他：3,500B=US140\$)。不足分がある場合は必要に応じてDEDが支出する。但し、予算には制限がある。          ④医療サポート、基本的家具(ベッド、机等、但しテレビ冷蔵庫は含まない)の提供。</p>	<p>生活手当：          N.A. ('94)          N.A. ('95)          978\$ ('96)</p>
UNV	回答なし	



(タイ国)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
CUSO	<p>①受入国政府への派遣の場合、月額生活手当及び住居費はタイ政府より取り決められる。公平の原則に従い、NGOへの派遣の場合、同等のレベルの支給が受けられるような措置が取られる。これらの支給額は「質素なタイ生活」をするために十分であるように図られている。重要なことはこれらの支給額を受入側の職員の給与や所得と比較しないとすることだ。支給額が適正か否かの点については着任後6か月、1年経過時、及び終了時のボランティア報告書の設問によりモニターされている。</p> <p>②支給額の見直しは不定期にタイ政府が変更した場合に生じ、さほど頻繁ではない。ボランティアが支給額は不十分と認識していることがモニタリングで明らかな場合はCUSOはタイ政府に見直しを要求する。増加減少幅はタイ政府により決定される。タイ政府側による水準が十分でない場合にはCUSOが補助金を支給することがある(実際、時には支給している)。その額はボランティアからの報告による非公式の生活価格調査により決定されている。</p> <p>③受入先(政府)からは無償で住居の提供を受けている。住居費はタイ政府のレートにより設定されている。住居は個室と専用バスルームを備え、執務・食事用の机、テーブルを設置するのに十分な場所を備え基本的な調理設備を備えているものとしている。</p> <p>④医療費は全額保証。カナダからの往復旅費、語学研修及び文化研修、着後手当(寝具、食器類等) - 6,000B (US240\$)。家具調度品費 - 10,500B (US420\$) 一家具類は任期終了時にCUSOにより売却。職務または居住状況により必要な場合は、46,000B (US1,840\$) を限度としてバイク購入費用の2/3をCUSOが負担。バイクの売却代金は購入時の負担比率に応じてCUSOと分配。語学研修費は月額600B (US24\$)。職務遂行費の限度額は年間3,600B (US144\$)。CUSO業務出張の食費は1食当たり40B (US1.6\$) 以内。任期満了一時金として任期の月数に150C\$ (US180\$) を乗じた金額を、また2年の任期を越した分については1月当たり300C\$ (US216\$) を受領。また任期に渡りカナダ国内の各自の銀行口座に四半期毎に600C\$ (US432\$) の振込を受ける。</p> <p>*業務上の旅行、宿泊、その他の費用は受入側によるカバーとする。</p>	<p>生活手当: N.A. ('94) 240-340\$ ('95) 280-320\$ ('96)</p> <p>住居手当: N.A. ('94) 100-160\$ ('95) 140-180\$ ('96)</p> <p>政府への派遣で 100%受入国 負担、NGOへ の派遣だと0~ 100%の負担 となる。</p>

## スリ・ランカ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定と其の見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
不明	JICA/JOCV在外事務所からの回答なし。		

## ヴェトナム国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣機関名	回	答	支給額 (US\$/M)
VSO		①②③④についてハンドブック参照。  住居手当VSO 負担分：300\$('94)、300\$('95)、300\$('96)	生活手当： VSO 負担分 275\$('94) 275\$('95) 275\$('96)
KOV		回答なし	
DED		回答なし	
UNV		回答なし	

## ジョルダン国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。
- ②見直しの頻度と増減額の幅について。
- ③住居手当に関する現状の考え方について。
- ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
なし		他国ボランティア機関はジョルダンでは活動を行っていない。	

## モロッコ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する当該ボランティア機関在外事務所の回答は以下の表の通りとなった。

- |                            |
|----------------------------|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。 |
| ②見直しの頻度と増減額の幅について。         |
| ③住居手当に関する現状の考え方について。       |
| ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
APC		<p>①生活手当の増額はボランティアの毎年の調査を基礎とする。増額を考慮するには支出調査の返答で60%以上の要求を要する。ここでは6%の増加が行われ、より高い増額はワシントン本部の承認が必要。</p> <p>②増額の検討は会計年度に1回である。調査結果により手当は増額あるいはそうとはならない。この11月、この3年間で初めての効果的増額への変更があるだろう。</p> <p>③ほとんどの場合、PCモロッコのボランティアは自分の住居費を支払っている。数ケースのボランティアは政府提供の住居に住んでいて、医療、薬剤に関連している。他の国では全住居は政府が提供している。モロッコではプログラムへの政府による寄付基金がある。</p> <p>④PCモロッコ医務官にて必要と思われる全ての医療処方箋は払戻しする。教師ボランティアは教育消耗品用に年間300DH (US35\$) の追加手当を受ける。モロッコ内の公的旅費は払戻しするが、その他全ての経費は生活手当に含まれている。</p> <p>*PCモロッコでは住居手当は生活手当に含まれる。住居手当は生活手当の29%として計算される。</p>	<p>生活手当: N.A. ('94) N.A. ('95) 465\$ ('96) (大都市)</p> <p>中都市: 447\$ ('96)</p> <p>小都市: 383\$ ('96)</p> <p>その他: 319\$ ('96)</p>

## シリア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。
- ②見直しの頻度と増減額の幅について。
- ③住居手当に関する現状の考え方について。
- ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
なし		他国ボランティア機関はシリアでは全く活動を行っていない。	

## テュニジア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |                            |
|----------------------------|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。 |
| ②見直しの頻度と増減額の幅について。         |
| ③住居手当に関する現状の考え方について。       |
| ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |

派遣機関名	問	答	支給額(US\$/M)
KOV		KOVは基本的にはJOCVの海外手当を参考にしているが、全てはソウルのKOICA本部が決めているうえ、まだ着任間もないので今回の質問に回答できない。	生活手当： 440\$('96) 住居手当： 約70\$('96)

## ボツワナ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する当該ボランティア機関在外事務所の回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)  
 (UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額 (US\$/M)
APC	<p>①海外で効果的、安全に活動できるように生活手当を受ける権利がある。開発と相互学習は人々が一緒に生活、働くことで最も効果的に達成されるというPC理念の一貫性により、ボランティアが健康で安全に活動し一般民衆のような質素な生活することが重要である。生活手当は現地の生活と価格が基本にされなければならない。結果として、国により中間であったり、それ以下となるであろう。</p> <p>以上の理念により以下の項目が生活手当の設定ガイドラインとなる。          ・住居、・設備、・国内手助け、・家庭用品、・衣類、・食料、・レクリエーション、・娯楽、・交通費、・雑誌類、・その他経費</p> <p>毎年、在外事務所長は調査用の形式を用いて生活手当調査を施行しなければならない。在外事務所長は会計年度内で10%を越える手当の増額を行えない。越える場合は地域局長の承認が必要。</p> <p>②調査は毎年行われ、手当が変わるかも知れないし、必要ないかもしれない。在外事務所長は緊急な場合、例えば、急激なインフレ、購買力の定価、顕著な貨幣切り下げ、その他にて一時的な増額(90日を越えない)は認められている。</p> <p>③ボツワナでは受入国側が全住居を提供。</p> <p>④PCより以下のものが提供されている。          ・着後手当(一回のみ)、・医療すべて、・設備手当(月額)、・休暇手当(25\$/月)          ・再調整手当(250\$/月、終了時に支払い)</p>	<p>生活手当:          N.A. ('94)          297\$ ('95)          229\$ ('96)</p>
DED	<p>JICA在外事務所による聞き取り調査回答:          ・生活手当はUS1,000\$。          ・6名のドイツ人にヒアリングし全員十分との回答。</p> <p>DED事務所回答          ①回答なし          ②年1回、インフレ率による。          ③受入国が住居提供。          ④全医療費の100%を負担するドイツメディカルエイドに入っている。基本手当の3%は光熱費である。</p>	<p>生活手当:          826\$ ('94)          1,000\$ ('95)          1,000\$ ('96)</p>
UNV	<p>JICA在外事務所による聞き取り調査回答:          ・UNVのフィールドワークスで月額US400\$ (単身者) がフィールドワークスで月額US710\$ (単身者) となっている。          ・扶養家族1人(配偶者)の場合、US949\$ (フィールド)、扶養家族2人以上(配偶者1人、子供1人以上)の場合、US1,067\$。</p> <p>在外事務所回答:          ①着後手当として生活手当2カ月分と同額を到着時支給。          ②月額生活手当は質問のような改定ではなく、ポスト調整あるいは交換レートにより増加減少の改定が行われる。生活手当額の方針は2つの指標を基本とする:          ・ポスト調整乗率—6カ月ごとに見直し。          ・毎月の変化あるいは必要時の交換レート。          全ての見直しはUNDP本部の方針と規定により実行される。          ③通常住居等は政府との協定によりプログラム/プロジェクトに含まれる。その詳細は活動状況による。          ④活動開始時に医療キットが提供されるのみである。</p>	<p>生活手当:          671\$ ('94)          764\$ ('95)          710\$ ('96)</p> <p>住居手当:          224\$ ('94)          224\$ ('95)          224\$ ('96)</p> <p>その他は政府が負担。</p>



## エチオピア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)  
 (UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	①ボランティアが同僚と同一の現地水準で生活できるように、毎年生活費用調査を実施。 ②幅は年間10%。 ③受入国が住居費を提供。ボランティア1人当たり、月額200BIRR(US32\$)が住居費、光熱費、家具及び現場外交通費として支給される。 ④医療キット、蚊帳、浄水フィルター、業務関連消耗品、着後手当、業務あるいは医療上の旅費、自転車、語学受講費用、など。	生活手当： N.A. ('94) 158\$ ('95) 184\$ ('96)
DED	①生活手当の支給額設定及び見直しを管轄しているのは本部であり、連邦の各省庁及び連邦統計局から得た統計データに基づいて決定している。 ②生活手当の支給額はDEDの本部によって年3回チェックされている。 ③在外事務所が開発業務に就いているボランティアに対して住居を提供している。ボランティアには住居費は支給していない。しかし、開発業務につくボランティアを必要としている機関に対し、できるかぎり住居を提供するように要請している。 ④開発業務に就くボランティア各自の自己責任に委ねられている。現在のところ、新しく開発業務に就くボランティアに対し一定限度で基本的な家具の提供は依然としてある。	生活手当： 1,450\$ ('94) 1,475\$ ('95) 1,505\$ ('96)
UNV	①添付の規定書参照。 ②添付の規定書参照。 ③全ての住居費はUNVより提供。現在の月額支給額は単身者=US600\$、扶養家族がある場合=US650\$、また設備費用(水道、電気)として月額US40\$を支給。その他として家具費用としてUS70\$を支給。 ④ボランティア配属時に医療キットを供与。UNはボランティアがいつでも利用できる医療センター協定を結んでおり、全ての費用はカバーされている。(ボランティアが一旦支払い、UNVにより補填) *受入側の手当の負担はなし。	生活手当： 727\$ ('94) 702\$ ('95) 1,019\$ ('96) 住居手当： N.A. ('94) 600\$ ('95) 600\$ ('96)

## ガーナ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	①ガーナ政府の予算改定時に実施。予算改定が食料、燃料ほかの物価上昇に影響するため、これに対応する。 ②毎年、任地の物価調査を実施し、調査結果をAPC本部に送付、検討される。手当は年平均45%程度増加。 ③住居費は原則、支給しない。APCの最低基準を満たす住居を相手国政府が提供。配属先がこれを準備できない場合のみ、必要に応じて対応。 ④自転車(ヘルメット)、蚊帳、濾過器、水タンク、医薬品、医療セットがあり必要に応じて追加支給。また看護婦が2名おり緊急移送可能。 *生活手当の追加として毎月US24\$を休暇手当として支給。	生活手当: 96\$('94) 127\$('95) 地方:184\$('96) 都市:207\$('96) (777.777) (US1\$=¢1.500)
VSO	①②栄養を十分に摂取可能な食費(輸入品は対象外)、数回の交通費に対する額。ガーナ人給与に対応。毎年改定し、それ以外に急激な物価上昇など必要に応じて対応。 ③住居は相手国が提供。 ④濾過器、蚊帳、医薬品を支給。場合により調理器や冷蔵庫を貸与。	生活手当: VSO 支給額 140\$('94) 150\$('95) 150\$('96) 受入国負担分 66\$('94) 66\$('95) 113\$('96)
DED	①②③海外手当の全額をDEDが負担し、ガーナ政府は一切支出する必要はない。ボランティアが家族を同伴することも可能。 ④その他の手当として社会保障、医療費、習備員費用がある。	生活手当: N.A.('94) N.A.('95) 1,298\$('96) (DM1,956)
UNV	回答なし	

## コート・ディボアール国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
APC		①生活費の調査は毎年実施され、ボランティアの手当が調整される。これは各国それぞれの方針による。 ②調査結果によるであろう。調査により必要であれば5~25%の幅となろう。 ③受入政府が住居を提供する。 ④全ての医療の面倒はAPCの事務所より提供する。 *生活手当の内訳(月額198\$) ②住居費:0\$、①設備費:0\$、③食費:76.4\$(38.6%)、④家庭用品:18.1\$(9.1%)、 ⑤家政婦:15.5\$(7.8%)、⑥衣類:13.2\$(6.7%)、⑦余暇活動:27.6\$(13.9%)、 ⑧交通費:15.5\$(7.8%)、⑨購読費:6.5\$(3.3%)、⑩その他:25.2\$(12.7%)、 *その他の手当 ⑪帰国手当:月額24\$、⑫語学経費:月額8\$	生活手当: 152\$('94) 198\$('95) 198\$('96) 住居手当: 194\$('94) 232\$('95) 232\$('96) その他経費(左 欄参照)を含ん だ月額手当は、 230\$('96)
AFVP		①ボランティアへの補償額の見直しのための調査はフランスの団体によって指揮されている。 ②補償額は毎年見直され物価の上昇が10%程度以上ある場合には増額されている。 ③受入国政府によるボランティアへの住居の提供については何等問題はない。家具は全面的に国家より供給されておりタオル類、台所用品は現地事務所より供給されている。 ④台所用品、タオル類に関しては、ボランティアの要求に応じて現地事務所が提供している。	生活手当: 581\$('94) 581\$('95) 604\$('96) 住居手当: 36\$('94) 36\$('95) 50\$('96)

## ケニア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値で記載)  
 (UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
APC		①口座に毎月預金する。 ②頻度は年1回。1995年は0%、1996年は約10%の幅。 ③教育ボランティアとその他の30%のボランティアに受入国が住居を提供している。APCが賃貸料を払っている。 ④医薬品。赴任時に着後手当として11,000KSHS (US200\$) を支給している。	生活手当： 255\$ ('94) 253\$ ('95) 203\$ ('96) (1US\$=55KSHS) 住居手当： 55\$ ('94) 53\$ ('95) N.A. ('96)
VSO		①ボランティアによる年2回の市場調査とインフレ等の職員報告書による。基本的考えは、ボランティアの生活は同僚から掛け離れることがない生活とすること。手当はそのことを反映して設定する。 ②手当の見直しはインフレ率が高くなった時に通常行われる。 ③大部分は現地受入側が住居を提供する。VSOは必要な場合のみ供給する。 ④全健康管理経費、現地必需品購入経費(1人に13,500KSH:約US241\$)を提供する。食事、仕事等の状況により自転車、マウンテンバイク、バイク、を提供する。VSOは1年後、現地休暇支援として中間旅行(262ポンド)手当を提供する。	生活手当： VSO 負担分 160\$ ('94) 205\$ ('95) 235\$ ('96) 受入側は全報奨金として 2,000Ksh支給 (約US36\$)
KOV		在外事務所無し	
DED		①ドイツ大使館がケニアの生活指標を査定する。 ②頻度は年3回。増加減少幅は1995年13.7%、1996年8.9%。 ③ケニア政府が住居提供している1例を除きボランティアの住居はすべてDEDが提供している。ナイロビの上限は月額40,000KSHs (約US714\$)。 ④全医療費はドイツの医療スキームにて保証されている。	生活手当： 945\$ ('94) 1,075\$ ('95) 980\$ ('96)
UNV		①PA (Post Adjustment) に基づく調整月額である基本手当を提供する。 ②回答無し。 ③UNVは住居手当を支給する。しかし、受入国が住居を提供すれば手当は支給しない。 ④100%医療保障あり。もし受入機関が交通の手配がない場合、月額US100\$の交通手当が支給される。月額US100\$の安全対策手当が支給される。月額US80\$の家具手当が支給される。任期満了時には、UNボランティアは帰国に際し、任期期間一月当たりUS100\$が支給される(契約機関は通常2年間)。	生活手当： N.A. ('94) 790\$ ('95) 790\$ ('96) 住居手当は N.A. ('94) 600\$ ('95) 600\$ ('96)

## マラウイ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)  
 (UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額 (US\$/M)
APC	①生活手当調査を1年に1回あるいは必要時に行う。 ②必要な場合は25%。 ③受入国が住居を提供している。PCマラウイは4人のボランティアに対して住居を提供している。 ④救急キット。着後手当 (Settling Allowance) として2,000mK (約132US\$) を1回支給する (食器類、寝具、等の購入のために)。 *住居手当の支給はない。	生活手当: 59\$ ('94) 143\$ ('95) 177\$ ('96) (1US\$=15.2mK)
VSO	回答なし	
UNV	①生活手当の見直しは年1回、各国の経済指標基準により、各地域のスタッフのために、UNDP本部によって実施される。住居手当等はプログラム職員により地方の価格基準調査が行われ年1回の見直しが行われる。(生活手当は全額受入国負担) ②頻度は年1回。見直し幅はインフレあるいは為替レートの変動による。 ③住居手当はそれぞれのボランティアに提供されている。ボランティアは受入国政府のプライベートセクターに交渉でき、この場合ボランティアはUNローンで建てられた住居を借り、且つUNスタッフのみの低価格で借りれる。都合がつけばボランティアは政府住居を選択できる。(住居手当は全額受入国負担) ④その他の手当: 安全対策 (130US\$/月)、必需品 (30US\$/月、場合により50US\$)、交通費 (67US\$/月)、家具 (85US\$/月)。UNクリニックと医療保険は無料。 *80%のボランティアは自国のスポンサーはありません。全ての関連経費は彼らの働らいている、つまり政府のプロジェクトに掛ります。	生活手当: N.A. ('94) 880\$ ('95) 928\$ ('96) (1US\$=15.2mK)  住居手当: N.A. ('94) 230\$ ('95) 230\$ ('96) (1US\$=15.2mK)

## ニジェール国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
UNV	<p>①月額生活手当は次の幾つかの標準値を合わせて設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—外国ボランティア機構の生活手当</li> <li>—受入国のプロジェクト職員の平均賃金</li> <li>—受入国のNGO、政府職員の平均賃金</li> <li>—各国生活クラスの国連価格</li> </ul> <p>現地生活の変化により在外事務所は調整要求と手当改定の申請ができる。</p> <p>②必要な場合、年1回。</p> <p>③住居手当は受入国で住居費が無料でない場合に支給される。</p> <p>④ボランティアの配置により医療キットを支給。受入国内でUN診療所を無料で使用できる。</p>	<p>生活手当：</p> <p>635\$('94) 635\$('95) 635\$('96)</p> <p>住居手当：</p> <p>225-270\$('94) 225-270\$('95) 250-300\$('96)</p>
DED	<p>①DEDの報酬は1,495DM (US972\$)である。ニジェールでの追加は、ドイツの物価と比較した生活費に対する補償となっている。ドイツの統計局で職務に関係なく額は決まっている。</p> <p>②4カ月毎に調整する。</p> <p>③ドイツとニジェールの同意によりボランティア配属に対し住居を用意する義務がある。ニジェールは多くの事例においてDEDへの住居提供ができない。そのためDEDは月額150,000FCFAを限度で住居費を負担している。</p> <p>④生活必需品と設備のために総額1,000,000FCFAを負担している。医療費は保険及びドイツの現行法によらず払い戻される。</p>	<p>生活手当：</p> <p>1,096\$('94) 1,096\$('95) 1,150\$('96)</p>
APC	回答無し	
AFVP	回答無し	

## セネガル国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)  
 (UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	①生活手当支給額の見直し調査は毎年全ボランティアによって実施されている。調査は以下の項目を含んでいる。 ——設備、家事手伝い、食料、余暇活動、家庭用品、交通費、医療、書物、雑費 ②年1回。平均増加額は6～7%。 ③現地政府から住居の提供が得られない場合はPCが提供する。約半数のボランティアは政府または村が提供しており、PCは残りの半数に対して住居を提供している。 ④全ての医療費はPCが負担。任期完了を条件として、復帰手当を任期1月当たりUS200\$でボランティアに支給される。自転車またはバイクの貸与、着後手当として150,000CFA(US290\$)を支給。	生活手当： 約287\$('94) 316\$('95) 316\$('96) ('95は9%増加) 住居手当： US58\$('96)
UNV	①全派遣国の生活手当の設定、見直しは本部でなされる。 ②生活手当の改定は毎年3月に行われる。 ③受入国は全住居手当の提供の責任があるが、プロジェクト予算に含まれている。 ④配属始まり時に医療キットを一つ提供する。	生活手当： 763\$('94) 818\$('95) 900\$('96) 住居は受入側負担：US475\$ 3年間同じ。
KOV	回答なし	
AFVP	回答なし	

## タンザニア国Cの海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |                            |
|----------------------------|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。 |
| ②見直しの頻度と増減額の幅について。         |
| ③住居手当に関する現状の考え方について。       |
| ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |

(UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
APC	回答なし		
VSO	①同僚との生活のなかで、質素な標準の生活を保証するために、プログラムオフィサーかボランティア委員会にて年一回生活費調査が行われる。年2回見直しが行われる。報酬見直しの7月と新VSO財政年の3月。 ②頻度は年2回。過去3年間の増加は約22%。 ③受入側はボランティアのために無料の住居を提供する。VSOは家庭用品を買うために補助金(約70,000TShs)を1回支給する。VSOは炊事道具、冷蔵庫、洗濯機、圧力鍋等のような物品を提供する。 ④③を参照。薬等は支給されるか立替払いされる。全医療経費は保証されている(医者に係るための旅費を含む)。またあるボランティアは業務上必要であればオートバイを貸与される。	生活手当： VSO 負担分 82\$('94) 98\$('95) 110\$('96)  受入国負担分 31\$('94) 43\$('95) 62\$('96)	
DED	調査なし		隊員の情報では
UNV	①生活手当額(単身、配偶者あり)はその国の経済指標の変化により変動するPAM(Post Adjustment Multiplier)による。基本額はUNV本部により決定される。住居手当は地方の市場調査とUN住居財産借家(UN Housing Estate Housing rents)を基礎として設定される。 ②改定はその国の経済状態の安定、不安定に大きくかわる。通常、減額増額幅は5%を越えない。 ③UNV事業状況により受入政府はボランティアの住居を提供する責任がある。しかし、政府にその余裕がないところでは、UNVが個人家主から住居を探し、借家契約と賃貸支払いに使用する標準価格書類にサインする。 ④救急キットを1回支給する。月額にて交通手当(US67\$)、設備費(US35\$)、家具類(US100\$)、安全対策費(US100\$)がある。	生活手当： 739\$('94) 941\$('95) 919\$('96) (1US\$=582TShs)  住居手当： 400\$('94) 400\$('95) 400\$('96)	



## ザンビア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	①ボランティアは最低年1回あるいは現地通貨価値の損失が短期間に生じる場合に、地上 購買価格調査することを求められる。80%のボランティアの回答の中間値が上昇した 場合、ボランティアの生活手当額の改定を要求する。改定にはワシントンのPC本部の 承認を必要とする。 ②1995年には生活手当額は約15%増額した。現在のところ定期的な増額計画はない。必 要が生じた状況に応じて実施している。 ③通常、住居の提供は受入側が負担する。極限られた場合(4件以下)に、PCが負担す ることもある。この場合、PCが住居を借り家主にチェックで支払うか、ボランティア の生活手当に加算している。ボランティアは台所用品その他の購入経費としてK400,000 (US\$235)の着後手当が1回支給される。 ④医療サポート、蚊帳、上水装置を提供し、ボランティアの支出した安全対策費を払い戻 している。ボランティアは状況に応じて南アフリカ、エジプト、アメリカに移送され治 療を受けることができる。	生活手当： N.A. ('94) 228\$ ('95) 278\$ ('96)
DED	①ザンビア、ドイツの消費者物価指数を基準に、ドイツ統計局が設定する。 ②年3回実施する(12月、4月、7月)。 ③通常、受入国が住居を提供する。メンテナンスは事務所が行う。 ④交通手当(月額)、安全経費(医療関連を含む)。 *生活手当は基本手当に購買力手当が加算される。	生活手当： 1,289\$ ('94) 1,312\$ ('95) 972\$ ('96)
VSO	回答なし	
UNV	回答なし	

ジンバブエ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。
- ②見直しの頻度と増減額の幅について。
- ③住居手当に関する現状の考え方について。
- ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されているので、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	<p>①生活手当決定過程説明として別添のPCマニュアル、セクション221、Hを参照方。</p> <p>②生活手当調査に呼応して1年に1回調整している。増加率は次のとおり。 1994年：14%、1995年：28%、1996年：10%、 15%以上の増加はPCワシントンの承認が必要。</p> <p>③地方のボランティアは通常、受入機関が住居を提供。都市のボランティアはPCにより1居室住居を提供される。</p> <p>④PCより各ボランティアに医療、健康用品が提供される。新ボランティアには家具、家財等購入のための着後手当として253,500(約US410\$)が支給される。</p>	<p>生活手当： 147\$('94) 178\$('95) 165\$('96)</p> <p>相手国負担 47\$('94) 60\$('95) N.A.('96)</p> <p>住居手当なし</p>
VSO	<p>①ジンバブエでのVSOのプログラムは純粋に同国の教育・スポーツ・文化省が不足している分野に高等教育の教師を派遣するもので、歴史的経緯からVSOの生活手当支給額は同国の中学校教師の給与と同等のものとされた。当時は全教師は地方部の公立中学校に勤務したので、同国の教育省から支給を受けていた。その後ジンバブエでのVSOプログラムは主として次の3セクターに分化した：コミュニティ育成、事業育成、職業訓練教育。しかし、依然として生活手当支給額は教育省の管轄下で勤務する高等教育のそれと同水準に設定している。現在、ボランティアは都市勤務と地方勤務の双方があり、VSOでは都市勤務の場合には交通費、その他光熱費、電話代等を補助するために500Z\$ (US58\$)を支給している。教育省管轄下で勤務しているボランティアには同省より生活費が支払われており、その他は受入機関が負担可能な場合は、受入機関と生活費支給をしてもらうための交渉を行う。受入側が負担能力がない場合は、VSOが生活費の一部または全額を支給する(ボランティアがある機関で勤務しUS200\$しか得られない場合、VSOが都市/地方で本来適用される支給額との差額を支給する)。</p> <p>②手当額を同国の教育省の給与額に合わせているので、どんな頻度で見直しはVSOが直接関与することはない。但し、教育省は通常、政府が調べる生活物価指数と同水準の給与引上げを年1回実施しているという一般傾向がある。本年、VSOは状況見直しをしている最中ですが増額率は26%程度になると思われる。教育省の教師に対する支給額の決定が明らかになった後、教育以外の全ボランティアへの支給額をその受入機関と交渉する。また、VSOが支給しているボランティアには教育省の決定に従った引上げをしている。</p> <p>③受入機関が可能な限り適切な住居を提供する。受入機関が住居の提供が不可能な場合には、VSOはボランティアが得ることができる家賃について受入側と交渉する。これまでのところ、地方では住居提供に問題ないが、都市では住居提供は非常に難しい。場合により受入側はボランティアの住居のために必要最低限の支給を提案するが、ハラレ、ブラワヨ、ムタレ、グウエル等の場合はよくそうでないことがあり、その場合はVSOが現行規定で最高1,500Z\$ (US176\$)まで負担している。この額はボランティアがこれらの都市で質素な住居に住むのに十分である。また、住居を共同で借りていることもある。従い、VSOは状況に応じて0~100%の住居費を支給している。</p> <p>④任期中間旅行手当：2年の任期の中間頃に休暇費用を補助するために支給される(現行規定では1回限り262\$)。 任期満了手当：この手当は帰還補助の目的で支給される。現行規定では1,436\$だが、これは任期期間に渡り一定の月次料金が加算される方式となっており、12カ月では720\$となる。</p> <p>VSO行事のための費用：VSOは種々の行事のための交通費(バス)、宿泊費(1泊最高US30\$)及び必要経費(US40\$/日)を支給する。行事とは、研修会、地域会議、国内総会、事務所認定その他の行事など。また医師により通常の任地/業務に復帰すべきでない旨、宣告を受けたボランティアについての上京費も負担している。その性格上、都市で病気により離脱するボランティアには適用されない。</p> <p>医療費：受入側はボランティアに対し何らかの医療保険、通常CIMAS/PSMACの基本パッケージの保険料を負担することを求められる。生活手当と同様に受入側の財政状態によってはVSOがこの費用も負担せねばならないこともある。医療保険会社の裁定によりボランティアの受給できる額では不足の場合があるが、歯科治療を除き医療費の不足分をVSOが負担することを約束している。歯科治療は費用負担につき本部の事前承認が必要。</p>	<p>生活手当： 通常生活費は 受入機関負担 141\$('94) 176/241\$('95) 255/314\$('96)</p> <p>住居手当： 通常住居費は VSO負担 94\$('94) 117\$('95) 176\$('96)</p>

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
DED	<p>①生活手当はドイツ法と統計局によりベルリンのDED本部にて設定されている。</p> <p>②毎年。①項参照。</p> <p>③受入国の受入機関の規定にて住居は無料で提供される。しかし、まれに受入機関(NGO等)が支払いができないことがあり、その時は、DEDが支払っている。</p> <p>④DEDは健康・失業・生命保険を支払っている。緊急な場合(事故等)ドイツ政府保証されている。</p> <p>*生活手当額は単身赴任者適用額。                      *住居費は現地通貨払い。</p>	<p>生活手当:</p> <p>936\$('94)</p> <p>952\$('95)</p> <p>972\$('96)</p> <p>住居費は</p> <p>上限234\$('94)</p> <p>上限293\$('95)</p> <p>上限351\$('96)</p>
UNV	回答なし	

## ボリヴィア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
不明		JICA/JOCV在外事務所からの回答なし。	

平成8年11月作成

## コロンビア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。
- ②見直しの頻度と増減額の幅について。
- ③住居手当に関する現状の考え方について。
- ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
なし		政府間の他国ボランティア機関はコロンビアでは活動していない。	

## コスタ・リカ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。
- ②見直しの頻度と増減額の幅について。
- ③住居手当に関する現状の考え方について。
- ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/月)
APC	回答なし		

## ドミニカ共和国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
APC	<p>①生活手当調査を毎年実施している。その結果に基づき支給額を変更すべきか否かをPC事務所長が決定する。生活手当を増額することは予算の増加になりドミニカPCは増額を実施する前にワシントンの本部からの資金的裏付けを得ている。</p> <p>②調査は毎年実施されるが、高インフレが進行している場合は、更に頻繁に調査を実施する。各調査の結果として、必ずしも調整が実施されるとは限らず、必要と認められ、かつ可能である場合に随時実施される。</p> <p>③住居は生活費の一部としてカバーされている。</p> <p>④ボランティアに対し、投薬、健康維持に付随する移送を含む総合的な医療及び歯科診療を提供している。また、当国で実施される着任前の3カ月の訓練のための往復旅費、及び様々な訓練行事(そのための交通費を含む)を提供する。ドミニカPCは受入機関が資材及び業務に付随する輸送・移動を含むプロジェクトに関する全ての費用を負担するものと考えている。その他のあらゆる出費はボランティアに支給される生活費によってカバーされる。</p>	<p>生活手当：          N.A. ('94)          N.A. ('95)          262\$ ('96)</p>
KOV	<p>①受入国の物価上昇により考慮する。</p> <p>②年1回。平均増加は10%。</p> <p>③KOICAが全住居手当を提供している。受入国は何も提供しない。</p> <p>④雑誌あるいは専門誌、医療用品、要求あれば業務関連用品を提供している。また、半年に毎に健康診断を行っている。</p>	<p>生活手当：          350\$ ('96)          住居手当：          150\$ ('96)</p>
DED	<p>①受入国駐在のドイツ大使館より提供される生活価格関連データに従い、ドイツ政府統計局から、ベルリンにあるDED本部に情報が提供される。統計局からの情報を使いドイツ国内における生活手当基本支給額を基に算定する。生活手当支給額の見直しは年3回実施されている(4カ月毎)。</p> <p>②①を参照。</p> <p>③全ボランティアの住居賃貸料は全額DED負担。受入国は住居の無料提供や一部負担は行っていない。住居費の差は都市部と地方部では相当な額となります。</p> <p>④ボランティアに対し救急医療箱の他は何も提供していない。しかし、包括的な健康保険、並びに有料の予備措置(DEDにより支払い)が提供されている。健康診断は毎年実施され、任務の態様により予防接種等が随時実施される。</p>	<p>生活手当：          1,085\$ ('94)          1,091\$ ('95)          1,300\$ ('96)          住居費は          都市350\$ ('94)          地方150\$ ('94)          都市365\$ ('95)          地方170\$ ('95)          都市400\$ ('96)          地方182\$ ('96)</p>

## エクアドル国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)  
 (UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	①生活手当調査、市場調査、国の物価指数を送付する。 ②四半期毎あるいは必要時に見直しを行う。増額は調査結果と予算による。通常現地通過で10~15%幅。平均ドル換算値はここ2年同じ。現地通過の上昇によりドル価格は何とか安定している。 ③住居手当は生活手当に含まれている。受入側が住居を提供する場合は、内部規定にて住居費は生活手当から引かれる。場合により床、屋根の費用を補助している。 ④PCは完全な医療サポートを提供している。非常食は提供しないが、プログラムマネージャーの承認、医療目的で任地を離れる時はいつでも交通費、宿泊費(20,000S=US7\$)、食費(20,000S=US7\$)を払戻する。	生活手当: 192\$('94) 210\$('95) 210\$('96)
UNV	①ボンの本部にて海外手当が決定される。 ②回答無し。 ③設備、簡単な家具、消耗品を含んだ住居手当がUNVより提供される。 ④保険(US1,500\$/年)、雑多(医療キット、本部通信費その他)(US350\$/年)、交通費・備品(US800\$/年)、訓練費(US500\$/年)、 *生活手当、住居手当に関し、受入側の負担は無い。	生活手当: N.A.('94) 956\$('95) 956\$('96) 住居手当: N.A.('94) 9,200\$/年 ('95, '96)
DED	回答無し	



平成8年10月作成

エル・サルバドル国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

(APCの生活手当は現地通貨で支給されているので、米ドル換算値で記載)

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
APC		①半年に1度ボランティアが調査回答を行う。その結果により生活手当は増加する。 ②頻度は半年に1回。 ③各ボランティアが賃貸料を支払う(100%)。 ④現地事務所が各ボランティアが到着後に医薬品(キット)を供与し、使い果たす毎に再支給する。 *赴任後の着後手当としてφ3,480(US400\$)支給あり。 *休暇手当として毎月US40\$が積み立てられ休暇旅行する際にボランティアに支給される(合計 US576\$)。	生活手当: 200\$('94) 220\$('95) 220\$('96)

## グアテマラ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

(APCの生活手当は現地通貨で支給されているので、米ドル換算値を記載)  
 (UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	住居手当は生活手当に含まれる。現地通貨払い。	生活手当： 181/226\$('94) 190/238\$('95) 200/250\$('96)
UNV	①安全地域内の質素な住居がある首都の状況による。 ②Post Adjustment (交換レート、消費者物価指数等々) による。平均増加幅はない。 ③UNVが100%負担。 ④各ボランティアに1年にUS350\$の医薬品。 *各手当はドル払い。相手国負担はなし。	生活手当： 780\$('94) 780\$('95) 780\$('96) 住居手当： 550\$('94) 550\$('95) 550/600\$('96)

ホンデュラス国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する当該ボランティア機関在外事務所の回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	<p>①PC規約によりボランティアは生存を維持し、健康を確保し、任務を効果的に遂行できるようにする目的で生活費、旅費、休暇費用等が支給される。ボランティアは海外で効果的且つ安全に任務遂行できるように生活費の支給資格が与えられる。発展及び共に学ぶことは人々が共に暮らして働くことによってこそ最も効果的に達成されるというPCの理念に従い、健康や安全を損ねない範囲内でボランティアが奉仕する人々の生活レベルで質素に生活することが求められる。生活手当支給額は現地の生活水準及び価格に基づく。ホンデュラスでは赴任に際し、コミュニティに直ちに溶け込むことを促すため、そして本来の任務に専念できるように必要な家財用品、必需品、衣料品、設備品を購入するために最大限の資金援助が与えられる。この資金援助はボランティアが現地で入手可能な物品を購入し本当に必要なものだけに限定する。再度他の任地に赴任する再には在外事務所長が必要と判断すれば追加給付金が支給されることがある。ホンデュラスPCの生活手当支給額はPCマニュアル第221条に規定される給付金規定に基づき設定されている。生活手当には以下の費目が含まれている：                      住居費、設備費（電気ガス水道）、食費、家事手伝い費、家庭用品費、被服費、レクリエーション及び娯楽費、書籍費、予備費（郵便料金、文房具、歯磨き石鹸等）                      生活手当は現地通貨のレバで支給される。手当の見直しは米ドルとの為替変動ではなく現地物価水準の変動に基づいている。</p> <p>②生活価格の見直しと生活手当調査は最低年1回あるいは必要な時に実施している。急激なインフレの際には在外事務所長は年間10%を越えない範囲にて追加的増額を決定することができる。10%を越える増額は地域局長の承認が必要。増額は生活費調査の分析により裏付けられることが必要。また増額は独自調査及びホンデュラス中央銀行のインフレ率情報にも基づいている。</p> <p>③生活手当を支給しているが①の回答に示したように同手当にはボランティアの住居手当その他の費用が含まれている。まれに、受入側期間が当該ボランティアに対し、住居費ではなく住居を提供することがある。現在のところ1件だけある。</p> <p>④PCホンデュラスは各ボランティア個人及びプロジェクトを支援するため必要に応じボランティアに以下の支払を負担している：                      -医療診療、医学分析、歯科診療、入院及び投薬                      -プロジェクト遂行のための事務用品及びオーディオ・ビジュアル用消耗品等の業務関連機材。                      -自転車、馬、オーディオ・ビジュアル用機材等の業務関連機材。                      -医療または職務に関連した理由による、あるいは研修及びセミナーのための旅費及び旅行中の手当。                      -担当ディレクターと医務官による指導。</p>	<p>生活手当：                      189\$ ('96)                      (本部のデータを記載)</p> <p>その他の手当として、                      休暇手当：288\$                      (年1回)                      任期終了手当：                      5,400\$                      (社会復帰用の資金として国内積み立て)</p>

## パラグアイ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |                            |
|----------------------------|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。 |
| ②見直しの頻度と増減額の幅について。         |
| ③住居手当に関する現状の考え方について。       |
| ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	<p>①ピース・コー海外マニュアルには「ボランティアは海外で効果的に、安全に勤めるための生活手当が与えられている。現地平均生活と価格を基準として・・・一般民衆に奉仕する簡素な生活をするのが重要である」とある。PCパラグアイでは都市、町、平原と3つの生活手当を設定している。</p> <p>②生活手当の見直しは生活価格とインフレの変動から必要とされ年1回行っている。もしインフレが年10%とするとボランティアの生活手当増加は10%となる。</p> <p>③ボランティアは住居手当を含む生活手当を支給される。ボランティアは自分の住居を探さなくてはならないし、家族と一緒に住むことを選ぶかも知れない。またボランティアは家族と一緒に住む住居の賃貸料を交渉する。</p> <p>④ボランティアはPCの医療スタッフ(医者1人、看護婦1人)より必要な薬と、医療処置を受ける。予防接種と年1回の健康診断は義務であり無料で行われる。</p>	<p>生活手当:</p> <p>都市:267\$('94)</p> <p>都市:284\$('95)</p> <p>都市:261\$('96)</p> <p>町 :235\$('94)</p> <p>町 :265\$('95)</p> <p>町 :N.A.('96)</p> <p>平原:204\$('94)</p> <p>平原:217\$('95)</p> <p>平原:N.A.('96)</p>
KOV	<p>①ボランティアの生活手当は韓国外交官の5番目か7番目に設定されている。また、1カ月の生活手当額が賞与として年2回(第2、第4四半期)支給される。</p> <p>②毎年見直しが行われる。今年のパラグアイの平均増加率は15.1%~15.7%である。</p> <p>③住居手当は全額KOICAより支給される。</p> <p>④救急キットのみ支給。</p>	<p>生活手当:</p> <p>320\$('95)</p> <p>370\$('96)</p> <p>住居手当:</p> <p>200\$('95)</p> <p>200\$('96)</p>

平成8年11月作成

## メキシコ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。
- ②見直しの頻度と増減額の幅について。
- ③住居手当に関する現状の考え方について。
- ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣機関名	回	答	支給額 (US\$/M)
なし		公的な他国ボランティア機関はメキシコでは活動していない。	

## ニカラグア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

(APCの生活手当は現地通貨で支給されているので、米ドル換算値で記載)

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
APC		①生活手当を含む全般の実質額調査が現地レベルでボランティアと事務方の両方で行われる。 ②大きなインフレが受入国を打撃する場合を除き、1年に1回の頻度としている。 ③住居手当、食事、必需品を含む生活手当を提供している。受入国は如何なる手当も提供しない。また、業務上事務所に来る場合に発生する移動経費を支払っている。故郷から受入国までの航空経費を提供している。 ④医療治療、場合によりその他の処置、歯の治療、メガネ等。頻度はボランティアの必要による。また、立ち上げにて必要物品(例えばベッド、テーブル等)を購入するための「着後手当」を1回支給する。	生活手当： 379\$('94) 343\$('95) 295\$('96)  現地通貨額は C\$2,400で3年 間変わらず。
DED		①それぞれの国で生活費の額が固定されている。 ②頻度は4か月ごとに年3回、公式固定の生活標準価格による。 ③DEDは住居手当を開発途上国に支払うことはなく、直接家主に支払っている。 ④全ての開発途上国はGSSS (German Social Security System)に含まれており、生活支援のような物資を提供することはない。	生活手当： 1,250\$('94) 1,400\$('95) 1,200\$('96) 住居費は平均 400\$で変わらず
UNV		回答なし	

## パナマ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)  
 (UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
APC	①生活手当は毎年ボランティアとの一般調査により計算される。パナマ人教師の最低収入を基礎とする。 ②年1回見直しされるが、6年間は増加していない。 ③PCはボランティアに住居手当は支給していない。受入国はこの手の手当は支給していない。ある地方事務所がボランティアの宿泊の手伝いぐらいである。 ④医薬品が必要な時以外、生活支援の物品は提供していない。時々必要な時にポートやバイクを与えている。	生活手当： 342\$('94) 342\$('95) 342\$('96)
UNV	①生活手当はPAM(Post Adjustment Multiplier)の価格への影響とボンのUNV本部から来る最新の標準額表により設定される。 ②頻度はだいたい12カ月毎に。平均月額生活手当は1991年の実質費を基本に平均標準額の60%に40%独身額を加えて計算される。 ③住居手当は以前の標準表とUNV本部から送られてくるものに含まれている。 ④UNVは必需家具を提供し、消費材(ガス、電気等)費用を払戻す。またファン・ブレッグ医療保険に加入している。 *雑費(医薬品キット等)：US350\$/年、交通・備品：US800\$/年、訓練費：US500\$/年、生活設備：US7,200\$/年、家具・消費材：US1,000\$/年が1996年に支給される。 *1994年、1995年は、雑費(医薬品キット等)：US350\$/年、交通・備品：US800\$/年、訓練費：US500\$/年、生活設備：US2,200\$/年、家具・消費材：US1,000\$/年である。	生活手当： 826\$('94) 826\$('95) 867\$('96) 着後手当は 1,652\$('94) 1,652\$('95) 1,734\$('96) (1回)

## ジャマイカ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)  
 (UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	<p>①生活費実態調査は年1回実施。調査結果、生活費についての政府発表数値を基に、財務担当部門が必要性と支払い能力を勘案し生活費支給額の見直しを行う。生活手当て支給額は通常、現地事務所からニューヨークへ要求がだされる。</p> <p>②見直しは通常年1回実施される。減額見直しは実際のところまずない。むしろ、増額される方が多い。増額は必要と支払い能力により制限される。過去には強いドルにより増額調整が容易に行うことができた。</p> <p>③受入側が住居を提供するように図っている。PCはこの点に関し、余り厳密には行っていない。受入側のタイプ、支払い能力の問題もあり、PCはそのような支援を受ける機会を余り得ることができない。</p> <p>④ボランティア1名当たりケロシンコンロ、ウォーターコンテナ、自転車(提供台数は限られている)は業務の必要に応じて提供可能な場合に限り1回。</p>	<p>生活手当:            251\$('94)            285\$('95)            390\$('96)</p> <p>住居手当:            66\$('94)            75\$('95)            118\$('96)</p> <p>受入側の負担はない</p>
UNV	<p>①UNVの生活手当支給額は全てのボランティアが得られる国際レートであるUNV基本レートに従っている。状況の異なる各国の生活費用に応じ調節するためにローカル調整レートが支払われている。このレートは基本レートに対し付加される比率(ポスト調整係数)である。</p> <p>②見直し頻度は概年1回。平均的増額(あるいは減額)の幅は①の調整係数部の記述を参照。</p> <p>③受入国のUNV/UNDP事務所は住居手当及び予想されるある種の生活開始費用を支給している。ボランティアには適切な家具が用意されている質素で控えめな住居が無料で提供されている。</p> <p>④ボランティアに対する予算の範囲内(及びある種の上限の範囲内において)トレーニング、交通費及び簡素な家具類の費用がUN事務所の承認を経て後で還付される。これに加えてボランティアは着任時の生活開始費用のための一時金、並びに健康、志望及び障害をカバーする保険が与えられる。</p> <p>*ボランティアは他の国連組織から任務を受けることができる。また出身国政府により全面的財政負担を受けることも、他の任務につくこともできる(GCCCまたは費用分担)。</p>	<p>生活手当:            723\$('94)            822\$('95)            888\$('96)</p> <p>受入側負担:            生活手当は赴任地、資金状況による。住居手当は年7,700\$ (過去3年変わらず)</p>



## ペルー国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣機関名	回 答	支給額 (US\$/M)
DED	JICA在外事務所による聞き取り調査回答： ①規準として1,400DM(US910\$)とし、そのほかに国、年齢、家族、安全管理等の各手当を追加支給している。 ②2、3カ月ごとに見直しを行う。 ③DEDが住居を容易。 ④回答なし	生活手当： N.A. ('94) N.A. ('95) 1,000\$ ('96)
KOV	在外事務所なし	
SNV (ワカ)	①生活手当は全世界で使用されているSNVの標準物価指数一覧表を使用し平均消費価格を基に算出されている。基本支給額は配偶者がいる場合には40%増額、21才未満の子供1人当たり20%が増額となる。 ②年1回見直し。平均的増額レベル=任国のインフレ率に近似。 ③SNVが住居費を100%負担。つまり、a家賃：家賃平均はUS640\$/月、b維持費：極少額の維持費のみ、c家庭用品/家具：赴任地での生活開始時に一時金としてUS3,000\$。 ④保険費用(一部負担)以外には特別の生活支援は実施していない。 *受入側の生活手当、住居手当の負担は無い。	生活手当： 840\$ ('94) 840\$ ('95) 840\$ ('96) 住居手当： 400\$ ('94) 550\$ ('95) 640\$ ('96)

## セントルシア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。</li> <li>②見直しの頻度と増減額の幅について。</li> <li>③住居手当に関する現状の考え方について。</li> <li>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。</li> </ul> |
|--|

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回 答	支給額 (US\$/M)
APC	<ul style="list-style-type: none"> <li>①共通価格、地方政府の支給額、EC\$-US\$ 変動幅を基本としている。</li> <li>②アフリカ、アジア、中南米その他の地域による。また現地通貨と米ドルの変動による。セントルシアでは現地通貨は5年以上1US\$=2.68820EC\$で固定されている。見直しの頻度は1年に1回か2年毎に行われる。またセントルシアでの平均増加幅は約年2.3%となっている。</li> <li>③住居手当は生活手当に含まれている。</li> <li>④救急セット、施設を2年に1回。</li> </ul>	生活手当： 550\$ ('94) 580\$ ('95) 575\$ ('96)
VSO	<ul style="list-style-type: none"> <li>①通常、受入国の地方職員給与額に従う事としている。またセントルシアの住居費、生活費の調査結果を本部へ報告している。基本的に受入国が生活費と住居費の両方を提供するものとしている。</li> <li>②受入国の給与ベースアップによる。</li> <li>③受入国政府が全ての生活費、住居費を提供する。</li> <li>④救急セットのみ。</li> </ul>	生活手当： 受入国全額負担 740\$ ('94) 833\$ ('95) 833\$ ('96)

## フィジー国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算地を記載)  
 (UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
APC		①回答なし ②年1回。幅10%。 ③PCが全額負担。 ④医薬品、業務関連用品として、一人当たり年FJ25\$ (US18\$)。	生活手当： 253\$ ('94) 263-307\$ ('95) 263-307\$ ('96)
VSO		①支給額はプログラム設定時に公共機関と協議し設定。フィジーについては30年以上前に設定した。また支給額はインフレ率及び公務員給与の更改等に連動して増額されている。基本支給額は専門職の公務員の平均的給与水準であり住居が提供される場合には、この額から住居費相当分が差し引かれる。 ②①の通り。見直しはPSCにより行われる。前回の見直しは1994年に実施。 ③政府に雇用されているボランティアは政府の居住区に個室が供与されており、1つの住居に共同で居住しているのが一般的です。NGOに勤務するボランティアの場合にはNGOが住居を提供している。 ④出発前に装備費として505 £、着任時に家庭用品費用としてUS100\$を供与。US300\$を1年経過時に休暇費用の補助金として供与。「任務終了一時金」が海外任務終了時に供与される。同一時金は海外任務の長さに応じて増額される。 *ボランティアは政府医療サービスにより医療費及び緊急時避難の費用の給付を受けることができる。 *避妊具/措置及び一定の医療用品については還付を受けることができる。	生活手当： 受入国全額負担 449\$ ('94) 449\$ ('95) 644\$ ('96)
UNV		①生活手当の年次調査が実施されUNV本部に報告されている。乗数(生活水準を考慮するために各国別に定められている数値)がICSC(International Civil Service Committee=国際公務員委員会)によるデータの集計に基づいて決定されている。 ②通常年1回。貨幣価値は毎年。また乗数についても毎年見直しが図られている。 ③プロジェクトにより異なるが、原則的に政府が住居を提供。提供がない場合には一定範囲内の住居費が支給される。 ④全ボランティアに医療キットが支給される。この医療キットにはWHOが推薦する全ての処方薬が含まれている。緊急食料は支給していない。医療上の避難は現地駐在代表責任者の許可を条件に許される。安全対策はフィジーでは独身女性に提供されている(セキュリティ・アラーム・システム)。	生活手当： N.A. ('94) 849\$ ('95) 880\$ ('96) 住居手当： N.A. ('94) 350\$ ('95) 350\$ ('96)

平成8年11月作成

### パプア・ニュー・ギニア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。
- ②見直しの頻度と増減額の幅について。
- ③住居手当に関する現状の考え方について。
- ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
不明	JICA/JOCV在外事務所からの回答なし。		

## トンガ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣国	回 答	支給額(US\$/M)
APC	①生活価格の調査を年1回実施している。 ②年次調査の結果による。 ③受入国が住居を提供する。 ④PCは医療面の管理をボランティアに行っている。 *APC事務所コメント 「数値資料の提供はできないが、一般事項で参考になると思われる。」	生活手当： N.A. ('94) 248\$ ('95) 248\$ ('96)
VSO	事務所なし	
UNV	事務所なし	
VSA (ニューテラゴ)	①生活手当はトンガ政府によって設定される。これは公共価格が基本となっていると思われる。またAVA、VSOと同じである。トンガ政府が見直しを行う。 ②1993年から顕著に増加し、1995年の6月には2回の増加があった。 1995年に5%増加し、1996年にまた5%増加した。これは全公務員の収入がほぼ10%増加した結果による。 ③普通受入機関が住居を負担する。配属した幾つかのNGOが資金を持っていない場合はVSAが負担する。 ④VSAは医療・歯の保険、基本医療費を支給する。また基本医療キットは提供するが、その他の物品は提供しない。	生活手当： 298\$ ('94) 313\$ ('95) 328\$ ('96)

## 西サモア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
不明		JICA/JOCV在外事務所からの回答なし。	

## ソロモン諸島の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
APC	<p>①PCの生活手当支給額は基本的な食事及び雑費をカバーする用に設定されている。生活費支給額は、毎年実施される「生活費用」調査に基づいて設定されている(添付コピーの通り)。その水準は受入国の同僚または同等の者の一般的な所得と同じ。</p> <p>②PCの生活手当支給額は毎年見直され、生活手当調査は毎年5月または6月に実施される。PC現地事務所には支給額を10%の範囲内で増額(または減額)する権限がある。10%を越す場合はワシントンのPC本部の承認が必要。</p> <p>③ソロモン諸島においてPCボランティアを受入れるための必要条件是、受入国の機関(教育省、自治省、地方自治体、コミュニティ、NGO、学校等)が住居及び設備を提供することとしている。現地方式の住居(住と業で暮らす住居)は可としている。ソロモン諸島では住居費は100%カバーされている。</p> <p>④PCは、「一時休暇費用」をボランティア1人当たり年間US12\$/日×24日分支給している。「現地費用」のことを「調整費用」と称しておりボランティア1人につき月額US200\$。PC事務所に医師を配置しており、投薬及び医療業務は無料。更に医科及び歯科検診を毎年実施している。</p>	<p>生活手当：            188\$('94)            199\$('95)            206\$('96)</p> <p>住居は受入側負担</p>
VSO	<p>①本来、生活手当支給額は公共サービス料金の水準に連動しており、毎年見直しが行われている。公共サービスが料金の見直しを実施しなかった場合、VSOは生活手当の上昇を勧奨し支給額を独自に増額することもある(1994年12月のケース)。</p> <p>②見直しは毎年実施すべきだが、実際には2年に1度実施している。現在のところ見直し(及び増額)については、大まかにだ。</p> <p>③受入国が(現地の雇用者を通して)が住居及び光熱費を提供している。</p> <p>④医療セットを支給し、救急セット、基本処置用品その他を必要に応じ補充している。着任時の家庭用品購入のために生活開始一時金(\$500SBD=US142\$)が、そして任期半ばに休暇補助金(\$1,500SBD=US429\$)が支給される。</p>	<p>生活手当：            受入国全額負担            248\$('94)            272\$('95)            272\$('96)</p> <p>(但し、負担できない場合を除く)</p>





## ヴァヌアツ国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

A P Cの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
A P C		①月額生活費用を調べるために毎年生活費用調査が実施されている。調査により生活費の個々の支出項目、例えば食料費、余暇、読書、交通費、家庭用品費等、についてボランティアからのレポートに基づき中間値を割り出している。調査報告データに基づき生活手当支給額が増額される。生活費支給額はデータでは減額となる場合でも減額されることは決してない。 ②生活価格に大幅な変化が感知された場合、随時ボランティアの出費を代表する特定項目について市場調査が実施される。個々の支出項目は比重の変化に応じて調整される。この調査は価格上昇を反映している。年次調査は実際の出費を示している。 ③受入国が住居を提供。P Cヴァヌアツは必要な場合のみ設備について助成金を支給。 ④P Cヴァヌアツの医務官が処置、投薬、医療行為に必要な移送及び取容を行う。	生活手当： 456\$('94) 464\$('95) 500\$('96)
V S O		事務所なし	
J N V		事務所なし	

## マーシャル諸島の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。  
 ②見直しの頻度と増減額の幅について。  
 ③住居手当に関する現状の考え方について。  
 ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

(UNVは単身者の生活手当を記載)

派遣機関名	回	答	支給額 (US\$/M)
UNV		回答なし。 在外事務所にて調査の生活手当額は右のとおり。	生活手当： N.A. ('94) N.A. ('95) 1,127\$ ('96) (独身)
AVA (オーストラリア)		在外事務所にて調査の生活手当額は年額US15,000\$ ~US30,000\$ で、住居はマーシャル政府が支給。月額US1,250\$ ~US2,500\$ となる。 AVAの場合、職種によってその国のその職種の給与と同等の額がマーシャル政府から支給される。高校教師ではUS1,327\$/月、医者ではUS2,500\$/月以上となる。 小学校教師でUS850\$/月ほどである。	
AVA 本部が7月 7月1日 回答		①AVAは政府への派遣には生活手当を設定せずに、現地給与と住居の提供を要求している。NGO派遣に対し、受入側で決定された生活手当を提供している。派遣先によって変化する。その他の条件として地方給与が適切ではないと感じる場合、配偶者・子供のために生活手当を提供する。 ②ボランティアからの情報を基礎に見直しとしている。 ③受入国が住居を提供している。つまり政府とNGO。 ④派遣期間何も機材を提供していない。ボランティアは出発前に準備費用としてA\$1,100を受給。2年間の派遣終了時に復帰手当としてA\$1,800を受給。その他の手当として教育手当(子供1人当たり年A\$300)、扶養手当、僻地手当を提供する。この手当のレベルは場合場合にて決定される。	生活手当： 地方給与額  住居手当： 政府設定 月額手当は US600\$-US750\$

## ブルガリア国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |                            |
|----------------------------|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。 |
| ②見直しの頻度と増減額の幅について。         |
| ③住居手当に関する現状の考え方について。       |
| ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |

(A P Cの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回 答	支給額(US\$/M)
A P C	<p>①基本的に見直しは現地事務所にて実施される。各ボランティアが基本食料、交通費、医療等その他の出費項目の価格について毎月調査表に記入している。ボランティアはこの他に、食料、医療、業務関連、余暇等、支出したあらゆる物のリストを作成しており、これによりP C事務所がボランティアの必要事項及び出費の全体像を把握することができる。</p> <p>②基本的には見直しは四半期毎または毎年実施されることになっているが、厳しい経済事情により最近では毎月実施している。</p> <p>③教師、または地方自治体で活動しているボランティアのためにブルガリアは必要家具を備えた住居を無料で提供している。これは全ボランティアの70%をカバーしている。電話代を除く水光熱費、その他の設備費はP Cが全額負担している。ビジネスコンサルタント、NGOで活動しているボランティアには家賃及び電気ガス水道等の設備費はP Cが負担している。家賃はUS50\$ ~US250\$まで幅がある(平均値US140\$)。</p> <p>④生活支援として提供されているものは主として医療です。全員カバーしているわけではないがP C事務所のリストに基づき、ソフィアの事務所に駐在する医師により医療診療及び支援が提供されている。また、月額US24\$ が知人との交際及びブルガリア、近隣諸国への旅行等のために自由に使用できるものとして提供されている。</p> <p>*その他の手当：夜間活動のククシー代表費(申請事項)、公用時の旅費、隊員による学習会等出席に係る交通費・ホテル代(実費)。</p> <p>*隊員はP C事務所の支援経費よりもUSAIDやオープンソサイアティー、ICUプログラム等のプロジェクトを利用している。</p> <p>*英語教師は活動当初にUS1,500\$程度の経費を教材購入等に充てる。</p>	<p>生活手当：</p> <p>100\$('94)</p> <p>110\$('95)</p> <p>108\$('96)</p>
V S O	事務所が無く回答得られず	

## ハンガリー国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- |  |
|--|
| ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。<br>②見直しの頻度と増減額の幅について。<br>③住居手当に関する現状の考え方について。<br>④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。 |
|--|

(APCの生活手当は現地通貨で支給されており、米ドル換算値を記載)

派遣機関名	回 答	支給額 (US\$/M)
APC	①事務所ではボランティアのために生活手当調査を行っている。手当調整に対する反応は少なくとも70%を要求している。 ②頻度は少なくとも年1回は実施している。平均15%の増加。 ③全受入機関(学校、NGO、その他)がボランティアの状況を提供する。 ④PCはボランティアのためにフルタイム医務官を雇用している。	生活手当： 114\$('94) 180\$('95) 153\$('96)

平成8年11月作成

## ポーランド国の海外手当

生活手当に関し、次の質問内容に対する回答は以下の表の通りとなった。

- ①支給額設定とその見直しに対する基本的考えについて。
- ②見直しの頻度と増減額の幅について。
- ③住居手当に関する現状の考え方について。
- ④生活支援としての物品支給について、その内容と頻度。

派遣機関名	回	答	支給額(US\$/M)
不明		JICA/JOCV在外事務所からの回答なし。	



## 各国ボランティア機関比較等





## 各国ボランティア機関比較等

(1) 比較資料-1 : 各国ボランティア機関の生活手当比較表

- ・アジア地域
- ・中近東地域
- ・アフリカ地域
- ・大洋州地域
- ・東欧地域

(2) 比較資料-2 : 青年海外協力隊と主要各国ボランティア機関の海外手当比較

(3) 比較資料-3 : 各国ボランティア機関派遣国一覧

(4) 比較資料-4 : 他国ボランティア機関一般調査結果



各国ボランティア機関の生活手当比較表

- (1)APCの支給額には住居手当も含まれる。また、現地通貨による支給であり、米ドル換算値を記入。  
 (2)VSOの支給額は実入国(額)負担(印はVSO負担)。また、現地通貨による支給であり、米ドル換算値を記入。  
 (3)DEDの支給額には住居手当は含まれていない。  
 (4)UNVは単身社任(配偶者なし)者の支給額とする(各年6月現在値)。また、住居手当は含まれていない。  
 (5)派遣国名前の数字はIMF統計資料(1996年8月)による各国の当年物価指数(1994年、1995年は3月差分、1996年は平均値、1998年は3月差分)を要す。  
 (6)各機関名の表の数字は前年度に対する増減%を要す。

(単位:米ドル)

派遣国名	APC			VSO			KOV			AFVP			DED			UNV			JOCV			
	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	
ジョルダン	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
3.5	2.4	9.5																				
モロコシ	N.A.	N.A.	465	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
5.1	6.1	4.2																				
シリア	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
9.2	N.A.	N.A.																				
チュニジア	***	***	***	***	***	***	N.A.	N.A.	440	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
4.7	6.2	4.6																				

各国ボランティア機関の生活手当比較表

比較資料-1  
平成8年10月作成

- (1) APCの支給額には住居手当も含まれる。また、現地通貨による支給であり、米ドル換算値を記入。
- (2) VSOの支給額は受入国(例)負担(\*印はVSO負担)。また、現地通貨による支給であり、米ドル換算値を記入。
- (3) OEDの支給額には住居手当は含まれていない。
- (4) UNVは単身社任(配偶者なし)者の支給額とする(各年6月現在値)。また、住居手当は含まれていない。
- (5) 派遣国名欄の数字はIMF統計資料(1996年8月)による各国の当年物価指数(1994年、1995年は3月度分、1996年は3月度分)を表わす。
- (6) 各機関欄の数字は前年度に対する増減率%を表わす。

(単位:米ドル)

派遣国名	APC			VSO			KOV			AFVP			DED			UNV			IOCV		
	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996
ボツワナ	N.A.	297	229	***	***	***	***	***	***	***	***	***	826	1,000	1,000	671	714	747	570	570	570
10.5	10.5	10.2		-23%										21%	0%	7%	4%	0%	0%	0%	0%
エチオピア	N.A.	158	156	***	***	***	***	(473)	***	***	***	***	1,450	1,475	1,505	727	829	923	440	470	470
7.6	10.0			-1%									2%	2%		13%	11%	7%	0%	0%	0%
ガーナ	N.A.	N.A.	207	N.A.	N.A.	188	***	(400)	***	***	***	***	N.A.	N.A.	1,228	N.A.	779	911	405	390	390
24.9	59.5	64.8																17%	-4%	0%	0%
コートジボワール	N.A.	N.A.	250	***	***	***	***	***	581	581	604	***	***	***	***	809	895	620	620	620	620
26.1	14.3	1.4							0%	4%								10%	0%	0%	0%
ケニア	255	253	(203)	160	205	248	N.A.	N.A.	400	400	***	***	945	1,075	980	N.A.	972	790	440	440	420
29.0	0.8	5.6		0%	-19%	28%	12%						14%	-9%		17%			0%	0%	-5%
マラウイ	59	143	177	N.A.	N.A.	158	***	(320)	***	***	***	***	***	***	***	N.A.	943	978	390	410	410
34.7				142%	24%													-2%	5%	0%	0%
ニジェール			228	***	***	***	***	***	***	***	***	***	1,244			1,018	920	450	440	440	440
36.0	10.6	5.1																-10%	-2%	0%	0%
セネガル	297	326	326	***	***	***	N.A.	N.A.	666	684	684	***	***	***	763	859	904	440	430	430	430
32.3	7.9	2.0		10%	0%										12%	5%		-2%	0%	0%	0%
タンザニア	130	183	195	82	98	161	***	(480)	***	***	***	***	N.A.	N.A.	(1,000)	739	829	911	470	460	460
34.1	27.4	26.0		41%	7%	20%	60%									11%	9%	7%	0%	0%	0%
ザンビア	N.A.	228	278	N.A.	N.A.	246	***	***	***	***	***	***	1,289	1,312	972	N.A.	743	810	460	460	460
53.7																		2%	-26%	9%	0%
ジンバブエ	147	178	165	141	241	281	***	***	***	***	***	***	936	952	972	N.A.	720	786	420	410	410
22.3	22.6	23.7		21%	-7%	71%	17%											2%	2%	9%	0%



各国ボランティア機関の生活手当比較表

比較資料-1  
平成8年10月作成

- (1)APCの支給額には住居手当も含まれる。また、現地通貨による支給であり、米ドル換算値を記入。  
 (2)VSOの支給額は受入国(例)食糧(※印はVSO負担)。また、現地通貨による支給であり、米ドル換算値を記入。  
 (3)DEDの支給額には住居手当は含まれていない。  
 (4)UNVは単身社任(配偶者なし)者の支給額とする(各年6月現在値)。また、住居手当は含まれていない。  
 (5)派遣国名順の数字はIMF統計資料(1996年8月)による各国の当年物価指数(1994年、1995年は平均値、1996年は3月度分)を表わす。  
 (6)各機関順の表中の%数字は前年度に対する増加減%を表わす。

(単位：米ドル)

派遣国名	APC			VSO			KOV			AFVP			DED			UNV			JOCV			
	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	
フィン	253	263	263	337	337	484	N.A.	N.A.	400	***	***	***	***	***	972	N.A.	870	874	390	400	400	
0.6	2.2	2.8		0%	0%	44%											6%	6%	3%	3%	0%	
パプアニューギニア			238			436			500	***	***	***	***	***	1,029		955	982	560	540	540	
2.9	N.A.	N.A.															2%	2%	5%	4%	0%	
トンガ	N.A.	248	248	N.A.	N.A.	347	***	***	(350)	***	***	***	***	***	***	N.A.	851	911	390	400	400	
1.0	1.4	4.5																7%	7%	3%	3%	
西サモア			360	***	***	***	***	***	(360)	***	***	***	***	***	***	***	821	888	390	410	410	
18.3	1.0	7.1																8%	8%	5%	0%	
ソロモン諸島	188	199	206	248	277	299	***	***	(390)	***	***	***	***	***	***	***	764	764	400	430	470	
13.6	9.6	N.A.	6%	4%	10%	10%												0%	8%	8%	0%	
ミクロネシア	372	372	375	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	891	982	440	500	500	
N.A.	N.A.	N.A.	0%	1%														10%	10%	14%	0%	
グアテマック	456	464	500	N.A.	N.A.	729	***	***	***	***	***	***	***	***	***	N.A.	862	933	500	500	520	
2.3	2.2	N.A.	2%	8%														7%	7%	0%	4%	
マーシャル諸島	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	700	700	700
N.A.	N.A.	N.A.																	7%	7%	0%	0%

各国ボランティア機関の生活手当比較表

- (1) APCの支給額には住居手当も含まれる。また、現地通貨による支給であり、米ドル換算値を記入。  
 (2) VSOの支給額は受入国(期)負担(\*印はVSO負担)。また、現地通貨による支給であり、米ドル換算値を記入。  
 (3) DEDの支給額には住居手当は含まれていない。  
 (4) UNVは単身赴任(配偶者なし)者の支給額とする(各年6月現在値)。また、住居手当は含まれていない。  
 (5) 派遣国名欄の数字はIMF統計資料(1996年8月)による各国の当年物価指数(1994年、1995年は平均値、1996年は3月度分)を表わす。  
 (6) 各機関名の表中の%数字は前年度に対する増減率を表わす。

(単位:米ドル)

派遣国名	APC			VSO			KOV			APVP			DED			UNV			IOCV			
	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	1994	1995	1996	
ブルガリア	100	110	134	N.A.	N.A.	N.A.	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	683	731	740	340	340	340
N.A.	N.A.	N.A.	10%	22%														7%		0%	0%	0%
ハンガリー	114	180	153	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	550	530	530
18.9	28.3	25.6	58%	-15%																	-4%	0%
ポーランド			112				***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	802	891	891	570	530	530
33.3	26.8	20.2																11%			2%	0%

青年海外協力隊と主要各国ボランティア機関の海外手当比較

1996年11月作成  
(1/3)

項目	APC	VSO	KOV	DED	AFVP	UNV	JOCV
手当に関する基本的考え	<ul style="list-style-type: none"> <li>*質素な生活</li> <li>*現地で安全且つ十分な生活</li> <li>*草の根レベル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*質素な生活</li> <li>*現地で健康な生活</li> <li>*同僚と同等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*質素な生活</li> <li>*同僚と同等な生活</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*ドイツ統計局とDED本部が協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*質素な生活</li> <li>*現地で十分な生活</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*本部が決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*質素な生活</li> <li>*同僚と同等レベルの生活</li> </ul>
設定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>*同僚と同等レベル</li> <li>*APC独自で決定</li> <li>*現地通貨で支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*同僚と同等レベル</li> <li>*受入国との間で協議し設定</li> <li>*現地通貨で支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*同僚と同等レベル</li> <li>*KOV独自で決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*ドイツ統計局とDED本部が協議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*国民服務協力員の46%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*本部が決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*同僚と同等レベル</li> <li>*JOCV独自で設定</li> </ul>
改訂の考え方とその方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>*最低年1回の調査</li> <li>*市場調査(隊員と職員)</li> <li>*インフレ率の変化</li> <li>*為替レート変動率</li> <li>*事務所長の10%以内増加決定権</li> <li>*10%以上は本部承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年1回の調査</li> <li>*受入国政府資金変更と運動</li> <li>*VSOが手当補填を始める頃は改訂</li> <li>*受入国と改訂協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年1回の市場調査</li> <li>*インフレ率変動</li> <li>*為替レート変動率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年3回の市場調査</li> <li>*ドイツ統計局とDED本部が協議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年1回の見直し</li> <li>*国民服務協力員の46%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*市場調査</li> <li>*インフレ率変動</li> <li>*為替レート変動率</li> <li>*事務所長が申請し本部が決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年1回の生活調査(隊員と事務所)</li> <li>*実質物価変動</li> <li>*在外事務所が申請し事務局決定</li> </ul>
頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年1回は見直すが必ず支給額改訂としない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年1回は見直すが必ず支給額改訂としない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*ドイツ統計局による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*不定期で年内に数回変更する国もある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*年1回は見直すが必ず支給額改訂としない</li> </ul>



青年海外協力隊と主要各国ボランティア機関の海外手当比較

(2/3)

項目	A.P.C.	V.S.O.	K.O.V.	D.E.D.	A.F.V.P.	U.N.V.	J.O.C.V.
手当の負担	*生活手当はAPCが負担(住居手当含む) *受入国が住居提供時は住居手当を生活手当から削除	*生活・住居手当は受入側負担が基本 *受入側が負担無理な場合はVSOが部分負担等にて補填する	*生活手当はKOV負担 *住居はKOV負担の国と受入国負担の国がある	*生活・住居共にDED負担 *77ポンドが負担する場合もある	*生活手当はAFVP負担 *住居はAFVP負担の国と受入国負担の国がある	*生活・住居手当は受入国負担だが、これは77ポンド経費に含まれている	*生活手当はJOCV負担 *住居はJOCV負担の国と受入国負担の国がある
生活手当額	*80\$~665\$ *現地通貨払い(ドル立てではない) *現地銀行口座振込 *各国個別	*145\$~833\$ *受入側より現地通貨払い *各国個別	*342\$~479\$ *各国個別	*972\$~1,812\$ *DM払いでドイツ内銀行口座に振込 *基本額があり国の状況で加算額が異なる	*610\$~1,164\$ *FF立て払い *現地口座振込基本 *各国個別	*731\$~1,066\$ (単身者手当額) *各国個別	*280\$~700\$ *現地口座振込 *各国個別
隊員支援経費等の経費	*なし *USAIDと小77ポンド基金を使用している	*なし *大使館等自由に接触	*小型機材費用として年間400\$ *小規模77ポンド費用を使用することも可能	*平均5,000DM(3,250\$)が各ボランティアに準備	*活動支援財源は出資者と協会がボランティア赴任前に交渉	*77ポンドで働いている	*隊員支援経費の枠あり

青年海外協力隊と主要各国ボランティア機関の海外手当比較

(3/3)

項目	APC	VSO	KOV	DED	AFVP	UNV	JOCV
生活手当内容 (内訳等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*住居費</li> <li>*光熱費</li> <li>*家事手伝い費</li> <li>*家庭雑貨費</li> <li>*被服費</li> <li>*食料費</li> <li>*レクリエーション、娯楽費</li> <li>*交通費</li> <li>*書籍費</li> <li>*雑費</li> </ul>	*不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>*不明</li> <li>*JOCVを見本としている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*設備費、家具費等を含む</li> <li>*配偶者1人+50%、子供1人+25%となっている</li> <li>*詳細内訳は不明</li> </ul>	*不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>*内訳詳細不明</li> <li>*専門とワーカークラシカがあり支給額が異なる</li> <li>*更に単身者、配偶者1人、配偶者2人以上、に分かれ支給額が異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*被服費</li> <li>*食費</li> <li>*光熱費</li> <li>*日用品代</li> <li>*嗜好品代</li> <li>*交通費</li> <li>*通信・連絡費</li> <li>*交際費</li> <li>*教養費</li> <li>*備入費</li> <li>*その他</li> </ul>
その他の手当と保証等	<ul style="list-style-type: none"> <li>*着後手当</li> <li>*再調整手当(積立金に相当)</li> <li>*休暇手当</li> <li>*業務関連等交通費</li> <li>*医療経費(医務官が駐在)</li> <li>*必要時、自転車、バイク</li> <li>*緊急移送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*装備費(505£)</li> <li>(支度金に相当)</li> <li>*中間休暇旅行手当</li> <li>*任期満了手当</li> <li>*任期延長手当</li> <li>*業務関連、ワークショップ等の旅費</li> <li>*国により蚊帳等</li> <li>*医療経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*医薬品の供与</li> <li>*その他不明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*社会安全保護(保健)が適用されている</li> <li>*これは失業給付(復帰手当)を含んでいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*任期終了手当(月額1,400FF)</li> <li>*その他不明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*着後手当(生活手当の2ヶ月分)</li> <li>*帰還手当</li> <li>*生命、健康及び恒久的障害保健</li> <li>*設備費</li> <li>*交通費</li> <li>*家具費</li> <li>*安全対策費</li> <li>*備品、訓練費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*支度金</li> <li>*着後手当</li> <li>*任国外研修旅行費</li> <li>*健康管理手当</li> <li>*医療費、医薬品の配布</li> <li>*業務出張等旅費</li> <li>*積立金</li> <li>*MCの派遣</li> <li>*緊急移送</li> </ul>

各国ボランティア機関派遣国一覧

○：在外事務所ボランティアあり、△：ボランティアのみ（在外事務所なし）、◇：事務所のみ

派遣国名	APC	VSO	KOV	AFVP	DED	UNV	SNV	SVS	SCF	CUSO	SIF	APSO	AVA	GTZ	VSA	LIBIA	FVS	MS	NORAD	VVOB	CANDO	CFSD	AC/F	DVS	WJSC	SVO	SKI	DVS	TAS	
パングラダシュ	○					△																								
アータン	○					○																○								
カンボディア	○					○						○																		
中国	○					○																								
インドネシア	○					○				○			○																	
ウオラス	○					○				△																				
アラブシリア(KL)																														
マレーシア(KK)																														
モルディア	○					○							△																	
モンゴル	○					○																								
ネパール	○					○																								
パキスタン	○					○																								
フィリピン	○					○																								
スリ・ランカ	○					○																								
タイ	○					○																								
サイエトナム	○					○																								
ジョルダン																														
モロッコ	○																													
シリア																														
チュニジア																														
ボツワナ	○					○																								
エチオピア	○					○																								
ガーナ	○					○																								
コートジボワール	○					○																								
ケニア	○					○																								
マラウイ	○					○																								
ニジェール	○					○																								
セネガル	○					○																								
タンザニア	○					○																								
ザンビア	○					○																								
ジンバブエ	○					○																								

各国ボランティニア機関派遣国一覧

○：在外事務所ボランティニア有り、△：ボランティニアのみ（在外事務所なし）、◇：事務所のみ

派遣国名	APC	VSO	KOV	APVP	DED	UNY	SNV	SNS	SCF	CUSO	SIF	APSO	AVA	GTZ	VSA	LIRIA	PVS	MS	NORAD	VVOB	CANDO	CESO	W-72	DVS	WUSC	SVO	SKI	DVS	TAS
ボリゴイア																													
コロンビア																													
コスタ・リカ																													
ドミニカ共和国																													
エクアドル																													
エルサルバドル																													
グアテマラ																													
ホンジュラス																													
ジャマイカ																													
メキシコ																													
ニカラガア																													
パナマ																													
パラグアイ																													
ペルー																													
セント・ルシア																													
フィジー																													
バプワネ																													
トンガ																													
西サモア																													
ソロモン諸島																													
ミクロネシア																													
ヴァヌアツ																													
ニューギニア																													
ブルガリア																													
ハンガリー																													
ポーランド																													

APC：アメリカ平和部隊  
 VSO：海外ボランティニア・サービス  
 KOV：韓国青年連任団  
 APVP：フランス発展ボランティニア協会  
 DED：ドイツ開発ボランティア連盟  
 SNV：スウェーデンボランティニア  
 SWS：スウェーデンボランティニア  
 SCF：フィンランドボランティニア  
 CUSO：カナダ大学海外公社  
 SIF：シンガポールボランティニア  
 APSO：アイルランドボランティニア  
 AVA：オーストラリアボランティニア  
 GTZ：ドイツボランティニア

VSA：ニュージーランドボランティニア  
 LIBIA：イタリアボランティニア  
 FVS：フィンランドボランティニア  
 MS：デンマークボランティニア  
 DVS：デンマークボランティニア  
 NORDDO：ノルウェーボランティニア  
 VVOB：ベルギーボランティニア  
 CANDO：カンボディア（アメリカ）ボランティニア  
 TAS：タイジャニアボランティニア  
 WUSC：カナダボランティニア  
 SVO：シンガポールボランティニア  
 SKI：イギリスボランティニア(Skillshare)

他国ボランティア機関一般調査結果

- |                              |                          |                     |
|------------------------------|--------------------------|---------------------|
| ①APC : アメリカ平和部隊              | ②VSO : イギリス海外ボランティア・サービス | ③KOV : 韓国海外奉仕団      |
| ④DED : ドイツ開発奉仕団              | ⑤AFVP : フランス発展ボランティア協会   | ⑥UNV : 国連ボランティア     |
| ⑦SNV : ノルウェーボランティア           | ⑧SVS : スウェーデンボランティア      | ⑨SCF : フィンランドボランティア |
| ⑩APSO : アイルランドボランティア         | ⑪CANDO : アメリカカンザス州ボランティア | ⑫FVS : フィンランドボランティア |
| ⑬MS, BVS : デンマークボランティア       | ⑬NORAD : ノルウェーボランティア     | ⑭VVOB : ベルギーボランティア  |
| ⑮GESO・SACO, WUSC : カナダボランティア | ⑮TAS : ナイジェリアボランティア      | ⑯SVO : シンガポールボランティア |
| ⑰Skillshare : イギリスボランティア     |                          |                     |

派遣国	派遣中の 各国ボランティア 機関名	事務所がある 各国ボランティア 機関名	各国ボランティア機関の活動地		
			比較的都市部中心	比較的的地方部中心	都市・地方全般
Bangladesh	VSO, KOV, UNV.	VSO, KOV.	UNV	VSO	JOCV, KOV, UNV (将来)
ナン (回答無し)	VSO, UNV.	VSO, UNV.			JOCV
カンボジア	VSO, UNV, VSA, APSO, CANDO.	VSO, UNV, VSA, APSO, CANDO.	JOCV	VSO	UNV
中国	APC, VSO, KOV, UNV.	APC, VSO, KOV, UNV.	JOCV	APC (四川省のみ)	VSO, KOV, UNV
インドネシア	VSO, KOV, UNV, CUSO, AVA, GTZ.	VSO, KOV, UNV, CUSO, AVA, GTZ.	JOCV	VSO, CUSO	KOV, UNV AVA, GTZ
フランス	VSO, DED, UNV, CUSO.	VSO, DED, UNV.	JOCV		VSO, DED, UNV
シンガポール	無し	無し	JOCV		
モルディブ	VSO, UNV, AVA.	VSO, UNV.	VSO, AVA, JOCV		UNV.
モンゴル	APC, VSO, KOV.	APC, VSO, KOV.	JOCV	APC.	KOV.
ニュージーランド	APC, VSO, KOV, DED, UNV, SNV, MS, SIF, AVA	APC, VSO, KOV, DED, UNV, SNV, MS.	UNV	APC, VSO	DED, SNV MS, KOV JOCV
パキスタン	VSO, UNV, AVA.	VSO, UNV.	UNV, JOCV	VSO	
フィリピン	APC, VSO, DED, KOV UNV, SNV.	APC, VSO, DED, KOV UNV, SNV.	JOCV	APC, VSO, UNV	DED, KOV
スリランカ	回答なし				

\* 都市部：首都、地方主要都市含む

派遣国	派遣中の 各国ボランティア 機関名	事務所がある 各国ボランティア 機関名	各国ボランティア機関の活動地		
			比較的都市部中心	比較的農村部中心	都市・地方全般
タイ	APC, VSO, KOV, UNV, CUSO, AVA, VSA,	APC, VSO, KOV, UNV, CUSO,	JOCV	DED	APC, VSO, KOV, UNV, CUSO, AVA,
ベトナム	VSO, DED, KOV, UNV, VSA,	VSO, DED, KOV, UNV, VSA,	JOCV	VSA	VSO, DED, KOV, UNV,
ヨルダン	無し	無し	JOCV		
モロッコ	APC,	APC,		APC	JOCV
シリア	無し		JOCV		
チュニジア	KOV,		JOCV, KOV		
ネパール	APC, DED, UNV, SNV, DVS, NORAD, WUSC, SVO, Skillshare	APC, DED, UNV, SNV, DVS, NORAD, WUSC, Skillshare	JOCV	APC, DVS, NORAD	UNV, DED, Skillshare, WUSC
エチオピア (回答無し)	APC, DED, UNV,	APC, DED, UNV,	JOCV		
ガーナ	APC, VSO, DED, UNV, CUSO, SIF,	APC, VSO, DED, UNV, CUSO,	DED, UNV, CUSO, SIF	APC, VSO	JOCV
コートジボワール	APC, AFVP,	APC, AFVP,		APC, AFVP,	JOCV
ケニア	APC, VSO, DED, KOV, UNV,	APC, VSO, DED, UNV,	KOV(1人),	APC, DED, VSO,	JOCV, UNV
ブルUND	APC, VSO, UNV,	APC, VSO, UNV,		APC,	VSO, UNV, JOCV
ニジェール	APC, AFVP, DED, UNV, SNV,	APC, AFVP, DED, UNV, SNV,		APC, AFVP, SNV,	DED, UNV, JOCV
リビア	APC, AFVP, KOV, UNV, LIBIA,	APC, AFVP, UNV, LIBIA,	UNV, KOV,	APC,	AFVP, JOCV
タンザニア	APC, VSO, DED, UNV, SNV, APSO,	APC, VSO, DED, UNV, SNV, APSO,		APC, VSO, DED, UNV, SNV, APSO,	JOCV

派遣国	派遣中の 各国ボランティア 機関名	事務所がある 各国ボランティア 機関名	各国ボランティア機関の活動地		
			比較的都市部中心	比較的農村部中心	都市・地方全般
ザンビア	APC, VSO, DED, UNV, SNV, FVS, MS, NORAD, VVOB,	APC, VSO, DED, UNV, SNV, FVS, MS, NORAD, VVOB,		APC, VSO, DED, UNV, SNV, FVS, MS, NORAD, VVOB,	JOCV
ジンバブエ	APC, VSO, DED, UNV, SVS, APSO, MS, VVOB,	APC, VSO, DED, UNV,	JOCV	APC, VSO, MS, SVS, APSO,	UNV, DED,
ボリビア	回答なし		JOCV		
コロンビア	無し	無し	JOCV		
コスタリカ	APC ('96.9 月末撤退)	APC ('96.9 月末撤退)	JOCV		
ドミニカ共和国	APC, DED, KOV,	APC, DED,			APC, DED, KOV, JOCV
エクアドル	APC, DED, UNV,	APC, DED, UNV,	JOCV	APC	DED, UNV,
エルサルバドル	APC,	APC,	JOCV	APC	
グアテマラ	APC, UNV,	APC, UNV,	JOCV	APC	UNV
ホンデュラス	APC,	APC,	不明	不明	不明, JOCV
ジャマイカ	APC, UNV, CUSO,	APC, UNV, CUSO,		APC,	UNV, CUSO, JOCV
メキシコ	無し	無し	JOCV		
ニカラグア	APC, DED, SNV, UNV, SCF, SVS,	APC, DED, SNV, UNV, SCF, SVS,	JOCV	APC, DED, SNV, UNV, SCF, SVS,	
パナマ	APC, UNV,	APC, UNV,		UNV,	APC, JOCV
パラグアイ	APC, KOV,	APC, KOV,	KOV,		APC, JOCV
ペルー	DED, KOV, CUSO, SNV, CESO-SACO, スベイク,	DED, CUSO, SNV, CESO-SACO, UNV,	KOV,	CUSO,	DED, SNV, CESO, スベイク,
ベネズエラ	APC, VSO	APC, VSO	APC, VSO,		

派遣国	派遣中の 各国ボランティア 機関名	事務所がある 各国ボランティア 機関名	各国ボランティア機関の活動地		
			比較的都市部中心	比較的的地方部中心	都市・地方全般
フィジー	APC, VSO, KOV, UNV, AVA, TAS,	APC, VSO, KOV, UNV.	VSO, KOV, AVA, UNV, TAS,	APC,	JOCV
バファ・ニュー・ギニア	回答なし		JOCV		
トンガ	APC, VSO, UNV, AVA, VSA,	APC,	VSO, UNV, AVA, VSA, JOCV		APC
西サモア	回答なし		JOCV		
ソロモン諸島	APC, VSO, CUSO, AVA, VSA,	APC, VSO,	AVA, VSA,	APC, VSO,	JOCV
ミクロネシア	APC, UNV, AVA,	APC,	UNV, JOCV		APC, AVA
ヴァヌアツ	APC, VSO, UNV, CUSO, AVA, VSA,	APC, CUSO, VSA (開設中)	VSO, JOCV, UNV, CUSO, AVA, VSA,	APC,	
マーシャル諸島	UNV, AVA,		UNV, AVA,		JOCV
ブルガリア	APC, VSO,	APC,	JOCV	APC, VSO,	
ハンガリー	APC,	APC,	JOCV		
ポーランド	回答なし		JOCV		